

# 令和6年度鳥取県環境審議会(第1回) 次第

日時:令和6年5月22日(水)

午前9時00分から午前10時30分まで

場所:鳥取県庁第2庁舎4階 第33会議室

(鳥取市東町一丁目271番地)

## 1 開会

## 2 議事

### (1)諮問事項

- ・第8期中海に係る湖沼水質保全計画の策定について・・・(資料1)

### (2)部会議決事項

- ・環境影響評価のあり方について【企画政策部会】・・・(資料2)
- ・地下水影響調査計画書等について【温泉地下水部会】・・・(資料3)
- ・温泉掘削等許可について【温泉地下水部会】・・・(資料4)

### (3)事務局からの報告事項

- ・騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の見直し結果について・・・(資料5)
- ・大気測定局移転について・・・(資料6)
- ・PM2.5に係る注意喚起等実施方法の一部変更等について・・・(資料7)
- ・令和4年度鳥取県内における水環境の調査結果について・・・(資料8)
- ・令和4年度全国の温室効果ガス排出量の公表について・・・(資料9)

## 4 その他

## 5 閉会

鳥取県環境審議会委員(任期:令和5年6月6日から令和7年6月5日まで)

部会	委員名	職名等	分野	直接出席	Web出席
企画政策	緒方 英彦	鳥取大学大学院連合農学研究科 教授(副研究科長)	利水		○
	上保 裕典	Chukaiトライセクターラボ ラボ長	環境政策		○
	岡田 綾子	NPO 法人エコパートナーとっとり(とっとり自然環境館マネージャー)	環境実践		○
	清水 香代子	(公募委員)	環境政策	—	—
	米井 哲郎	智頭石油株式会社 代表取締役社長	自動車(EV等)、再エネ		○
廃棄物・リサイクル	藤原 健史	岡山大学学術研究院 環境生命科学学域 教授	廃棄物工学、廃棄物マネジメント		○
	上田 光徳	鳥取市市民生活部環境局次長 兼 環境保全課長	廃棄物行政	○	
	奥村 知子	鳥取県連合婦人会	市民活動	○	
	国岡 稔	因幡環境整備株式会社 代表取締役	廃棄物処理	—	—
	山崎 美穂	環境教育・学習アドバイザー	環境教育実践		○
大気・水質	齋藤 忠臣	鳥取大学 農学部 准教授	環境・農学		○
	大橋 唯太	岡山理科大学 生物地球学部 教授	局地気象学、都市気候学		○
	岸本 康子	山陰エコライフ研究所	環境実践活動	—	—
	伊達 勇介	米子工業高等専門学校 総合工学科 准教授	環境・農学	—	○
	朴 紫暎	島根大学総合理工学部 助教	環境化学		○
温泉・地下水	石賀 裕明	島根大学名誉教授	環境地質学	—	—
	伊藤 徹	公益社団法人日本技術士会 鳥取県支部 名誉支部長	地下水	○	
	小野寺 真一	広島大学大学院 先進理工系科学研究科 教授	水文化学、環境科学、水文地質学	—	—
	小幡 史子	鳥取大学 医学部 准教授	細菌学		○
	森田 智子	有限会社温泉旅館丸茂 専務	温泉		○
自然保護	神谷 要	公益財団法人 中海水鳥国際交流基金財団常務理事 兼 米子水鳥公園ネイチャーセンター 館長	鳥類、植物	○	
	赤井 伸江	NPO 法人なんぶ里山デザイン機構 理事	自然環境保全、ビオトープ		○
	澤 恵美子	(元)環境省浦富自然保護官事務所 アクティブ・レンジャー	自然観察、体験等	○	
	汐田 里絵	(一社)大山観光局 鳥取県立大山自然歴史館 学芸解説員	植物		○
	藤木 大介	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 准教授	森林生態学、野生動物管理	—	—
鳥獣	笛吹 達史	鳥取大学 農学部 准教授	獣医師		○
	岡村 満裕	鳥取県猟友会員	狩猟	○	
	吉田 良平	NPO法人日本野鳥の会 鳥取県支部 支部長	野鳥保護		○
	横山 真弓	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 教授	野生動物保護管理学	—	—
	小谷 秀文	元 鳥取県鳥獣対策センター所長	鳥獣被害対策		○

出席23名(直接6人、web17人)、欠席7名

(事務局)

担当課	出席者
生活環境部	部長 若松 紀樹、次長 朝倉 学、参事監 長岡 孝
環境立県推進課	課長補佐 畠山 恵介、係長 山下 諒、係長 牧野 智行
星空推進室	室長 九鬼 貴弘
脱炭素社会推進課	課長補佐 堀 雅貴、係長 山本 尚生
自然共生社会局	
水環境保全課	課長 清水 広明、参事 西山 泰司、係長 安田 優
くらしの安心局	
くらしの安心推進課	課長 米山 真寿美、衛生技師 花原 悠太郎

出席14人

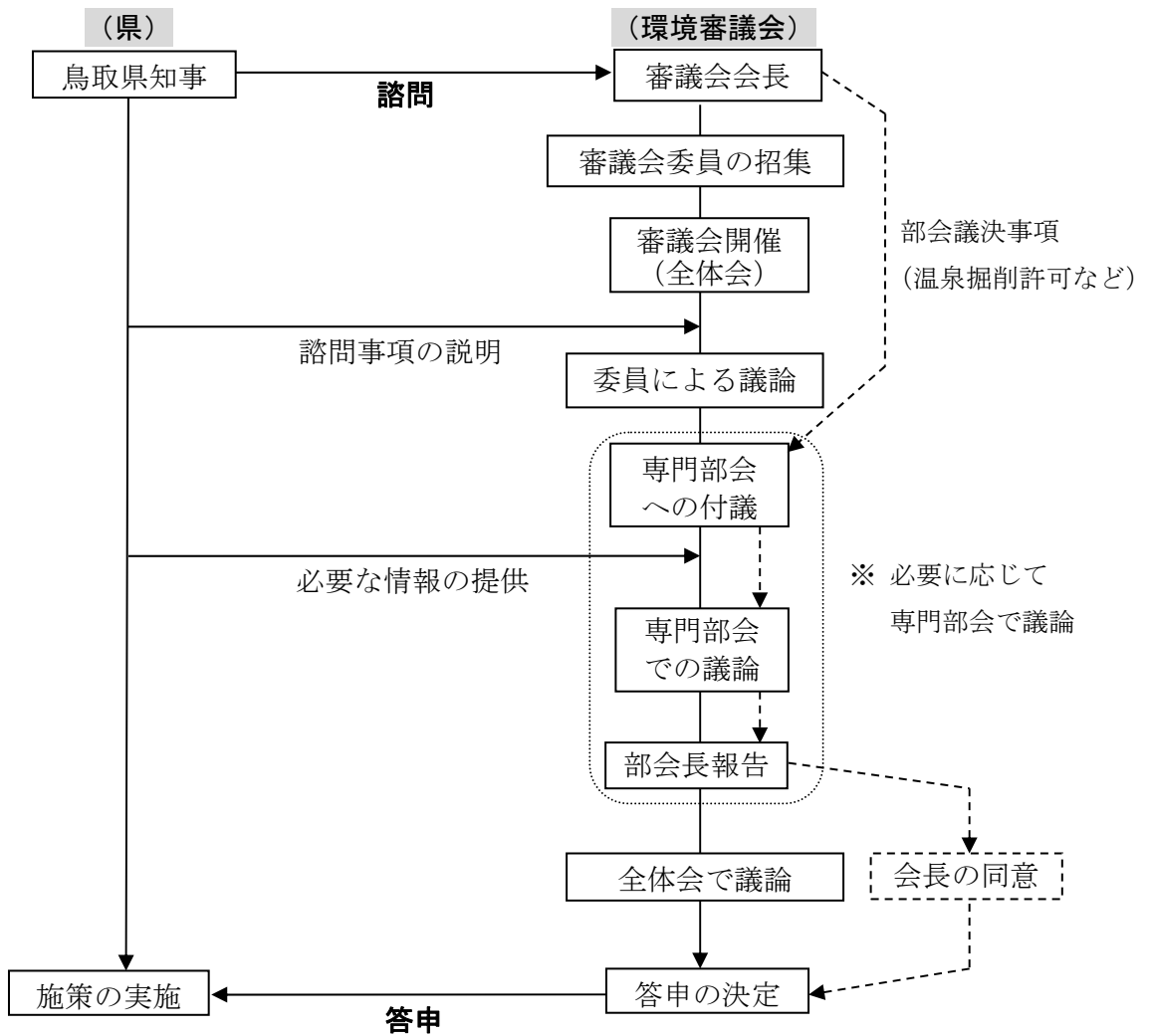
# 鳥取県環境審議会について

令和6年5月/環境立県推進課

## 1. 環境審議会とは

- ・鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例第27条に基づく県の附属機関。
- ・30名の学識経験者等で構成され、知事の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する重要事項等の調査審議を行う。(任期は2年間)
- ・「企画政策部会」、「廃棄物・リサイクル部会」、「大気・水質部会」、「温泉・地下水部会」、「自然保護部会」、「鳥獣部会」の6部会を置く。

## 2. 審議会手続きの流れ



# ○鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例(抜粋)

平成8年10月8日  
鳥取県条例第19号

## 第4章 鳥取県環境審議会 (設置)

第27条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- (1) 環境基本計画に関し、第9条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 知事の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 環境基本法(平成5年法律第91号)第43条第1項及び自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第51条第2項に規定する事項を調査審議すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法令又は条例の規定によりその権限に属させられた事務

## (組織)

第28条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 県議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員

## (任期)

第29条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## (特別委員)

第30条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため、必要に応じ特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験者のうちから、知事が任命する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

## (会長及び副会長)

第31条 審議会に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第32条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、在任委員及び議事に関係のある特別委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (部会)

第33条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

3 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

4 前2条の規定は、部会の運営について準用する。

## (幹事)

第34条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

4 幹事は、審議会又は部会の会議に出席し、意見を述べることができる。

## (庶務)

第35条 審議会の庶務は、生活環境部において処理する。

## (雑則)

第36条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

## 鳥取県環境審議会運営要領

令和5年9月4日  
鳥取県環境審議会

(要領の適用)

第1条 鳥取県環境審議会(以下「審議会」という。)の運営については、鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(会議の招集通知)

第2条 会長は、審議会を招集するときは、開催日時、開催場所及び付議事項を委員に通知するものとする。

(委員以外の者の出席)

第3条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(会議録)

第4条 審議会の議事については、次の事項を記載した会議録を作成しておかなければならない。

- (1) 開催日時及び開催場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 委員以外の出席者の職氏名
- (4) 会議に付した案件及び内容
- (5) 議事の経過
- (6) その他必要な事項

2 会議録には、議長が署名しなければならない。

(部会)

第5条 審議会に次の六部会を置く。

- 一 企画政策部会
- 二 廃棄物・リサイクル部会
- 三 大気・水質部会
- 四 温泉・地下水部会
- 五 自然保護部会
- 六 鳥獣部会

2 部会の所掌事務は、別表に定めるところによる。

3 会長は、知事の諮問を受けた場合は、当該諮問を第1項に掲げる部会のうち適切な部会に付議することができる。

4 会長は、必要と認めるときは、特別の案件を審議するため、審議会に諮って第1項に掲げる部会以外の部会を置くことができる。

(部会の議決)

第6条 部会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とすることができる。

2 会長は、第一項の同意をしたときは、その同意に係る決議を総会に報告するものとする。

(準用規定)

第7条 第2条から第4条までの規定は、部会の運営について準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、生活環境部環境立県推進課、脱炭素社会推進課、水環境保全課、循環型社会推進課、くらしの安心推進課及び自然共生課で行う。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、その都度審議会が定める。

### 付 則

この要領は、平成13年10月 5日から施行する。

この要領は、平成15年10月27日から施行する。

この要領は、平成16年 8月30日から施行する。

この要領は、平成17年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成18年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成20年 5月26日から施行する。

この要領は、平成25年 1月11日から施行する。

この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成28年 3月16日から施行する。

この要領は、平成30年11月 6日から施行する。

この要領は、令和 3年 7月16日から施行する。

この要領は、令和 5年 9月 4日から施行する。

(別表)

## 部会の所掌事務

### 鳥取県環境審議会(全体会)

- 環境基本計画の策定・変更に関すること。
- 環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況(環境白書)に関すること。
- 環境の保全及び創造に関する重要事項に関すること。

#### 企画政策部会

- ◎環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況(環境白書)に係る専門的調査検討に関すること。
- ◎環境基本計画、地域気候変動計画、環境教育等行動計画の策定・変更に係る専門的調査検討に関すること。
- ◎鳥取県地球温暖化対策条例に規定された審議会の事務
  - ・地方公共団体実行計画の策定・変更に関すること。
  - ・温室効果ガスの排出量の削減等のための取組に係る勧告に関すること
- ◎その他環境の保全及び創造に関する重要事項に係る専門的調査検討に関すること。

#### 廃棄物・リサイクル部会

- ◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定された審議会の事務
  - ・廃棄物処理計画の策定・変更に関すること。
- ◎その他廃棄物対策・リサイクルに係る重要事項に関すること。

#### 大気・水質部会

- 水質汚濁防止法に規定された審議会の事務
  - ・水質の汚濁防止に関する重要事項の調査審議
- 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に規定された審議会の事務
  - ・農用地土壌汚染対策地域の指定・変更等に関すること
- 鳥取県公害防止条例に規定された審議会の事務
  - ・規則の制定又は改廃の立案に関すること。
- ◎その他大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の防止に係る重要事項に関すること。

#### 温泉・地下水部会

- 温泉法に規定された審議会の事務
  - ・温泉の掘さく、増掘又は動力装置の許可等に関すること。
  - ・温泉採取の制限処分等に関すること。
- とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例に規定された審議会の事務
- ◎その他温泉の保護及び利用の適正化に係る重要事項に関すること。

#### 自然保護部会

- 鳥取県の絶滅のおそれのある野生動物種のリストの改訂に関すること。
- ◎自然環境保全条例及び県立自然公園条例に規定された審議会の事務
  - ・自然環境保全地域の指定、保全計画の決定等に関すること。
  - ・県立自然公園の指定・解除等に関すること。
- ◎鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例に規定された審議会の事務
  - ・特定希少野生動植物の種の指定等に関すること。
  - ・自然生態系保全地域の指定等に関すること。
- ◎鳥取県生物多様性地域戦略の策定・変更に関すること。
- ◎その他自然環境の保全に係る重要事項に関すること。

#### 鳥獣部会

- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定された審議会の事務
  - ・鳥獣保護管理事業計画の策定・変更等に関すること。
  - ・鳥獣保護区の指定等に関すること。
- ◎その他鳥獣の保護に係る重要事項に関すること。

(審議方法の考え方)

- 1 重要案件については、基本的に審議会(全体会)で審議を行う。(例:●印)
- 2 重要案件のうち専門的な審議が必要なものについては、部会に付議し、その後に再度審議会(全体会)で審議を行う。(例:◎印)
- 3 部会に付議された案件の中でも、特に専門性が高く、審議会(全体会)で再度審議することについて、その意義が少ない案件については、部会の議決をもって審議会の議決とすることができることとする。(例:○印)

## 鳥取県環境審議会 資料一覧

### (1) 諮問事項

資料1	第8期中海に係る湖沼水質保全計画の策定について	p1
-----	-------------------------	----

### (3) 部会議決事項の報告

資料2	環境影響評価のあり方について	p5
資料3	地下水影響調査計画書等について	p10
資料4	温泉掘削等許可について	p11

### (4) 事務局からの報告

資料5	騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の見直し結果について	p12
資料6	大気測定局移転について	p13
資料7	PM2.5に係る注意喚起等実施方法の一部変更等について	p14
資料8	令和4年度鳥取県内における水環境の調査結果について	p15
資料9	令和4年度全国の温室効果ガス排出量の公表について	p21



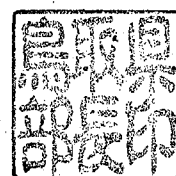
諮 問

鳥取県環境審議会

湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第4条第1項の規定に基づく第8期の「中海に係る湖沼水質保全計画」について、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

令和6年5月17日

鳥取県生活環境部長 若松 紀樹



## 諮 問 理 由

中海については、湖沼水質保全特別措置法第3条の規定に基づく指定湖沼の指定を受け、鳥取・島根両県において平成元年度以降7期にわたり湖沼水質保全計画を策定し、各種の水質保全対策を推進してきたところです。

その結果、長期的には水質改善傾向にあり、利活用等も活発化してきていますが、依然として化学的酸素要求量（COD）、全窒素、全りんともに環境基準の達成には至っておらず、引き続き中海の水質改善を図るため、今年度中に次期計画を策定し、水質保全対策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

については、第8期の「中海に係る湖沼水質保全計画」について御審議をお願いするものです。

## 次期中海に係る湖沼水質保全計画の策定について

自然共生社会局水環境保全課

## 1 諮問の趣旨

中海は、湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号。以下、「湖沼法」という。）第 3 条に基づき、1989 年から指定湖沼（水質環境基準が確保されていない湖沼で、水の利用状況、水質の汚濁の推移等からみて特に水質の保全に関する施策を総合的に講ずる必要があると認められるもの）に指定されている。

湖沼法第 4 条第 1 項に基づき鳥取・島根両県で湖沼水質保全計画を策定し、7 期 35 年にわたり各種の水質保全対策を推進してきており、現行の第 7 期計画（2019～2023 年度の 5 年計画／2020 年 3 月策定）の事業期間が終了したため、新たに 2024 年度中に次期第 8 期の湖沼水質保全計画（2024～2028 年度）を策定し、引き続き水質保全対策を総合的に講ずる必要があることから、次期計画の策定について鳥取県環境審議会の御意見を求めるものである。

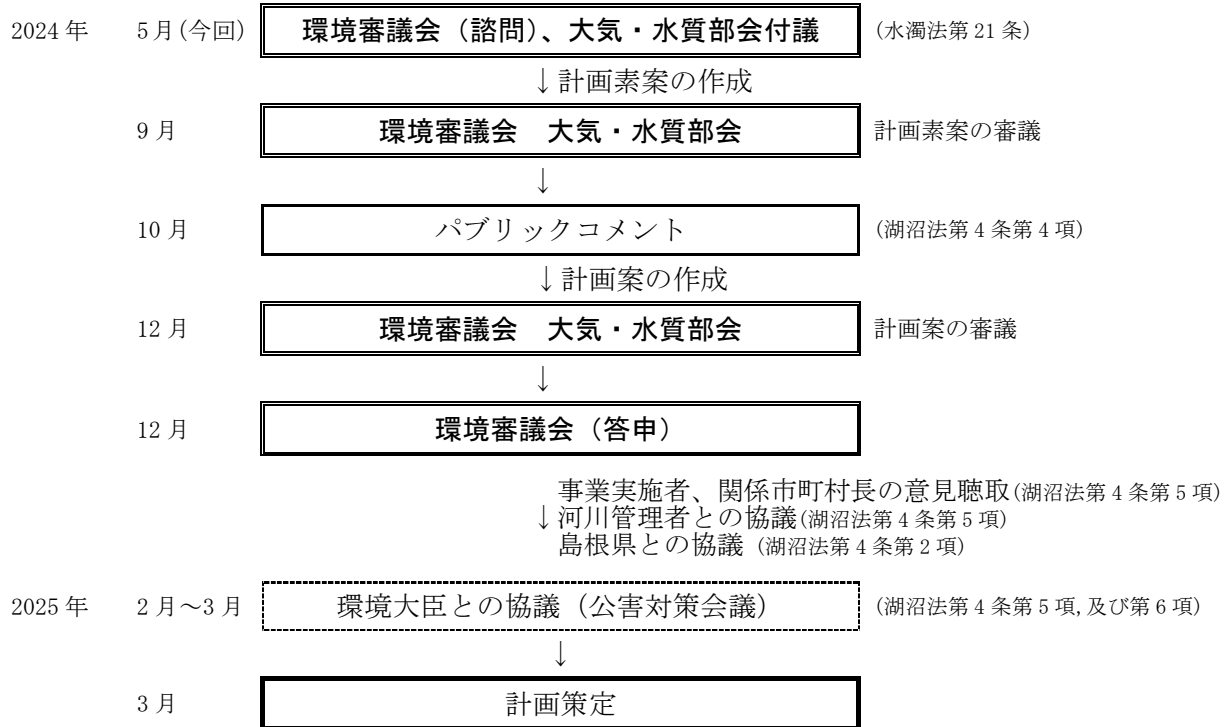
## 2 次期計画の基本的枠組み（策定内容）

法定事項	湖沼水質保全基本方針に掲げられている内容
計画期間	5 か年間（2024～2028 年度）
水質の保全に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・望ましい湖沼の水環境及び流域の将来像（長期ビジョン）の設定</li> <li>・水質環境基準を達成するための中期目標と対策</li> <li>・流出水対策地区の指定（現計画において米子湾流域を指定）</li> </ul>
水質の保全に資する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の整備</li> <li>・工場・事業場に係る排水対策</li> <li>・生活排水に係る対策</li> <li>・畜産に係る汚濁負荷対策</li> <li>・魚類養殖に係る汚濁負荷対策</li> <li>・流出水対策地区における汚濁負荷対策</li> <li>・緑地の保全その他湖辺の自然環境の保護</li> <li>・湖沼（自体）の浄化対策（湖内対策）</li> <li>・水循環回復等の対策</li> </ul>
水質の保全のための規制 その他の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質の監視及び測定等の実施方法</li> <li>・調査研究の推進と技術の開発</li> <li>・知識の普及と住民意識等の高揚</li> </ul>

## 3 計画策定にあたっての経過及び課題

- これまでの取組の成果として、第 1 期計画時に比べ、多くの水質項目で改善傾向となり、周辺住民や関係者の利活用策も活発化
- しかしながら、第 1 期計画から生活排水処理施設の整備、工場・事業場の排水規制、非特定汚染源対策などの対策により河川から流入する汚濁負荷を削減してきたが、水質環境基準（化学的酸素要求量（COD）、全窒素、全りん）は、依然として未達成。
- これまでの対策を踏まえ、鳥取県、島根県、国土交通省及び周辺市が連携して流入負荷削減を継続して進めるとともに、汚濁原因の解明に努め、効果的かつ具体的な浄化対策の検討、総合的な取組の強化が必要。

#### 4 次期計画の策定スケジュール（案）



#### 5 計画の位置づけ

湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号。以下、「湖沼法」という。）第4条に基づき策定する法定計画

<p><b>【湖沼法（抜粋）】</b></p> <p>第4条 都道府県知事は、前条の規定により指定湖沼及び指定地域が定められたときは、湖沼水質保全基本方針に基づき、当該指定地域において当該指定湖沼につき湖沼の水質の保全に関し実施すべき施策に関する計画（以下「湖沼水質保全計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 指定地域が二以上の都府県の区域にわたる場合にあっては、関係都道府県知事は、その協議によって湖沼水質保全計画を定めるものとする。</p> <p>3 湖沼水質保全計画においては、次の事項を定めるものとする。</p> <p>一 湖沼水質保全計画の計画期間</p> <p>二 湖沼の水質の保全に関する方針</p> <p>三 下水道、し尿処理施設及び浄化槽の整備、しゅんせつその他の湖沼の水質の保全に資する事業に関すること。</p> <p>四 湖沼の水質の保全のための規制その他の措置に関すること。</p> <p>4 都道府県知事は、湖沼水質保全計画を定めようとする場合において必要があると認めるときは、あらかじめ、<u>公聴会の開催等指定地域の住民の意見を反映させるために必要な措置</u>を講じなければならない。</p> <p>5 都道府県知事は、湖沼水質保全計画を定めようとするときは、当該湖沼水質保全計画に定められる<u>事業を実施する者（国を除く。）</u>及び関係市町村長の意見を聴き、かつ、当該指定湖沼を管理する河川管理者及び環境大臣に協議しなければならない。</p>
---

#### 6 第8期計画の主な取組み

第8期計画の主な取組みとして、豊かな汽水域生態系の保全・再生に資する事業を盛り込んでいく予定。

#### ※現計画について

- |             |   |
|-------------|---|
| (1) 名 称     | 第7期 中海に係る湖沼水質保全計画   |
| (2) 計 画 期 間 | 2019年度～2023年度（5年間／2020年3月策定）  |
| (3) 内 容     | 中海の水質を改善し保全するため、各種水質保全施策を総合的、かつ計画的に推進し、水質環境基準及び長期ビジョン（望ましい湖沼の水環境及び流域の将来像）を実現するための基本計画 |
| (4) 長期ビジョン  | みんなで守り、はぐくむ、豊かな中海（2033年を目標）   |

## バイオマス発電を含む火力発電所に係る環境影響評価条例施行規則の改正について

令和6年5月  
環境立県推進課

令和6年1月10日に諮問したバイオマス発電を含む火力発電所に係る鳥取県環境影響評価条例(以下、「条例」という。)に基づき環境影響評価を実施すべき事業の規模を定めた条例施行規則の改正については、審議会答申のとおりとし、令和6年5月1日より施行しました。

## 1 対象となる火力発電所の規模要件

対象地域	規模要件(改正前)	規模要件(改正後)
一般地域	出力 15 万 kW 以上	出力 15 万 kW 以上 または 排出ガス量 4 万 m <sup>3</sup> /時以上
特別地域※	出力 11.25 万 kW 以上	出力 11.25 万 kW 以上 または 排出ガス量 3 万 m <sup>3</sup> /時以上

※ 特別地域:環境の保全に関して特に配慮すべき地域として定めたもの(国立公園等)

## &lt;規模要件改正の考え方&gt;

ボイラーを有する施設の設置・稼働による周辺環境への影響は用途(発電・熱供給)によって異なるものではなく、取り扱いの差を解消するため、火力発電所の規模要件に工場と同等の排出ガス量を追加

## 2 施行日

令和6年5月1日 (令和6年3月1日公布)

## &lt;経過措置(附則)&gt;

施行日前に電気事業法第48条第1項の届出がなされた事業は手続き対象外とする。

## 3 経過

令和6年1月10日 環境審議会に諮問(企画政策部会に附議)

※審議会において部会に付議すること及び部会議決を審議会の議決とすることを決定

同日 環境審議会企画政策部会の開催

1月15日 パブリックコメント(1月29日まで)

2月 8日 環境審議会企画政策部会の審議結果報告

環境審議会から答申

3月 1日 公布

5月 1日 施行

## 【参考】審議会答申

- (1) 環境影響評価手続きの対象となる火力発電所の設置及び変更の事業の一般地域の要件に、一時間当たり排出ガス量 40,000 m<sup>3</sup> 以上とする規模要件を加えることとする。
- (2) 特別地域においては、一般地域における規模の 75 %とする。
- (3) 鳥取県環境影響評価条例施行規則の改正条文については、事務局において精査することとする。
- (4) 事業実施に係る関係法令の許認可等の行政手続きが完了している事業については条例適用外とするなど、事務局において必要な措置を講ずること。

<参考> 法及び条例における対象事業と規模要件一覧(太枠囲い部分が改正箇所)

事業の種類	環境影響評価法		鳥取県環境影響評価条例	
	第一種事業	第二種事業	一般地域	特別地域
道 路	高速道路	すべて	—	—
	首都高速道路等	4車線以上のもの	—	—
	一般国道	4車線、10km 以上	7.5km 以上 10km 未満	} 4車線、10km 以上
	国道以外の道路	—	—	
	大規模林道	幅 6.5m、20km 以上	幅 6.5m、15km 以上 20km 未満	
河 川	ダム、堰	湛水面積 100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	湛水面積 100ha 以上
	湖沼水位調節施設	改変面積 100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	改変面積 100ha 以上
	放水路	改変面積 100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	改変面積 100ha 以上
鉄 道	新幹線	すべて	—	—
	在来線	10km 以上	7.5km 以上 10km 未満	10km 以上
飛行場 (滑走路)	新設	2500m 以上	1875m 以上 2500m 未満	2500m 以上
	延長	500m 以上	375m 以上 500m 未満	500m 以上
発電所	水力	出力 3 万 kW 以上	2.25 万 kW 以上 3 万 kW 未満	出力 3 万 kW 以上
	火力	出力 15 万 kW 以上	11.25 万 kW 以上 15 万 kW 未満	<b>出力 15 万 kW 以上 排出ガス 4 万 m<sup>3</sup>/時以上</b>
	地熱	出力 1 万 kW 以上	7500kW 以上 1 万 kW 未満	出力 1 万 kW 以上
	原子力	すべて	—	—
	風力	出力 5 万 kW 以上 ※	3 万 7500kw 以上 5 万 kW 未満 ※	出力 1500kW 以上
	太陽光	出力 4 万 kW 以上	3 万 kW 以上	敷地面積 20ha 以上
廃棄物最終処分場	埋立面積 30ha 以上	25ha以上 30ha未満	埋立面積 25ha以上	埋立面積 18ha以上
公有水面埋立及び干拓	50ha超	40ha以上 50ha以下	50ha超	40ha以上
土地区画整理事業	100ha以上	75ha以上 100ha未満	75ha以上	50ha以上
新住宅市街地開発事業	100ha以上	75ha以上 100ha未満	—	—
工業団地造成事業	100ha以上	75ha以上 100ha未満	75ha以上	50ha以上
新都市基盤整備事業	100ha以上	75ha以上 100ha未満	—	—
流通業務団地造成事業	100ha以上	75ha以上 100ha未満	75ha以上	50ha以上
宅地の造成事業	100ha以上	75ha以上 100ha未満	75ha以上	50ha以上
港湾計画	埋立等区域 300ha以上	—	—	—
廃棄物処理施設	ごみの焼却	-----	-----	100t / 日以上
	し尿処理	-----	-----	100kl / 日以上
工場の新築、増築	排水			1 万 m <sup>3</sup> / 日以上
	排出ガス			4 万 m <sup>3</sup> / 時以上
ゴルフ場又はスキー場			50ha以上	37.5ha以上
レジャー施設(ゴルフ場、スキー場を除く)			75ha以上(土地改変区域に限る)	50ha以上(土地改変区域に限る)
岩石等採取事業			50ha以上	37.5ha以上
大規模畜産団地造成事業(草地造成を含む)			75ha以上	50ha以上
複合開発事業			(計算式で算定)	(計算式で算定)

## 諮 問

### 鳥取県環境審議会

鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成8年鳥取県条例第19号）第27条第2号の規定に基づき、本県の環境影響評価のあり方について貴審議会の意見を求めます。

令和6年1月10日

鳥取県生活環境部長 若松 紀樹



## 諮 問 理 由

本県では、平成10年に鳥取県環境影響評価条例（平成10年12月22日鳥取県条例第24条。以下「条例」という。）を制定し、事業の実施に伴う影響について、事業者自らがあらかじめ調査、予測等を行い環境保全のための措置を検討する制度の運用を通じ、適正な環境配慮の確保に努めてきました。

これまで、条例の対象事業として、平成25年に風力発電所を、令和元年に太陽光発電所を追加するなど、環境影響評価制度を取り巻く状況の変化に応じて制度を見直してきたところです。

今般、脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの導入が進められるなかで、バイオマス燃料を使用した火力発電所の設置による周辺環境への影響が懸念される事例が発生しており、対応を検討する必要性が生じています。

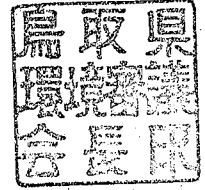
ついては、バイオマス発電所を含む火力発電所に対する本県の環境影響評価のあり方について、御審議をお願いするものです。



鳥環審第13号  
令和6年2月8日

鳥取県生活環境部長 様

鳥取県環境審議会長



環境影響評価制度のあり方について（答申）

令和6年1月10日付けで諮問のあったこのことについて、慎重に審議した結果、下記のとおりとすることが適当であるとの結論を得たので答申します。

記

- 1 環境影響評価手続きの対象となる火力発電所の設置及び変更の事業の一般地域の要件に、一時間当たり排出ガス量 40,000 m<sup>3</sup>以上とする規模要件を加えることとする。
- 2 特別地域においては、一般地域における規模の 75 %とする。
- 3 鳥取県環境影響評価条例施行規則の改正条文については、事務局において精査することとする。
- 4 事業実施に係る関係法令の許認可等の行政手続きが完了している事業については条例適用外とするなど、事務局において必要な措置を講ずること。

鳥取県環境審議会温泉・地下水部会議決事項報告  
(地下水影響調査計画書等について)

令和6年5月  
水環境保全課

令和5年度鳥取県環境審議会（第2回：令和6年1月開催）以降の温泉・地下水部会の議決事項は以下のとおりです。

地下水影響調査計画書等

とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例（平成24年鳥取県条例第91号）に基づく影響調査計画書及び採取計画届出書の提出を受け、同条例第8条第2項及び第11条第2項の規定に基づき鳥取県環境審議会へ諮問し、同審議会温泉・地下水部会へ付議され審議したものの。

○令和5年度第2回温泉・地下水部会（令和6年1月17日開催）

届出内容					答申内容
諮問番号	届出項目	届出地	利用目的	年間採取予定量	
				吐出口断面積（合計）	
諮掘28号	影響調査計画書	鳥取市天神町	融雪	29,376 m <sup>3</sup> /年	<意見> ・影響調査を実施する範囲及び方法は妥当である。
				25.12 cm <sup>2</sup>	

届出内容					答申内容
諮問番号	届出項目	届出地	利用目的	年間採取予定量	
				吐出口断面積（合計）	
諮掘29号	影響調査計画書	鳥取市南安長	融雪	20,000 m <sup>3</sup> /年	<意見> ・連続揚水試験時間について、可能な範囲で水位の安定が確認できる十分な時間を設定するよう検討すること。 ・1年間の採取予定量について、段階揚水試験の結果に加えて、地下水を利用する範囲の面積や凍結の状況も踏まえて、適切な量を設定すること。
				25.12 cm <sup>2</sup>	

届出内容					答申内容
諮問番号	届出項目	届出地	利用目的	年間採取予定量	
				吐出口断面積（合計）	
諮採28号	採取計画届出書	鳥取市天神町	融雪	29,376 m <sup>3</sup> /年	<意見> ・提出のあった採取計画届出書に基づく地下水の採取による地下水の持続的な利用については、支障はないと考えられる。
				25.12 cm <sup>2</sup>	

鳥取県環境審議会温泉・地下水部会議決事項報告  
(温泉掘削許可について)

令和6年4月30日  
くらしの安心推進課

令和5年度開催の温泉・地下水部会で審議した温泉掘削許可に係る議決事項は以下のとおりです。

(温泉法(法律第125号)に基づく温泉の掘削の許可申請を受け、同法第32条に基づき鳥取県環境審議会へ諮問し、同審議会温泉・地下水部会へ付議され審議したもの。)

令和5年度 温泉・地下水部会(令和6年3月1日開催)

申請内容						答申内容
申請項目	申請地	利用目的	口径 深さ	動力出力 動力位置	揚湯量	
温泉 掘削	米子市 皆生温泉	浴用 (既存第10号源泉 の代替えとして掘削 するもの)	100mm	—	—	許可が 適当とする。
			239.0m	—		

◇参考

温泉法(抜粋)

(土地の掘削の許可)

第三条 温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

(許可の基準)

第四条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。

- 一 当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき。
- 二 当該申請に係る掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削の方法が掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものであると認めるとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該申請に係る掘削が公益を害するおそれがあると認めるとき。
- 四 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であるとき。
- 五 申請者が第九条第一項(第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であるとき。
- 六 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。

## 騒音に係る環境基準の類型指定地域の見直し検討結果について

### 1 概要

環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく騒音に係る環境基準では、国の告示で地域の類型や時間の区分毎に基準値が定められ、都道府県知事が地域の類型指定を実施（市の区域の地域については市長が実施）し、類型指定された地域に基準が適用されます。

令和4年度に類型指定地域見直し検討を行った日吉津村を除く県内の市域以外の地域では、前回の指定（平成23年1月施行）から10年以上経過していることから、当該地域の環境基準の類型指定地域の見直し検討を行いましたので報告します。

### 2 見直し検討結果について

- ・関係町を対象に「類型指定地域見直し検討に係る説明会」を実施し、指定地域見直しの手続き及び制度等について説明を行った。
- ・説明会実施後、関係町を対象に「環境基準（騒音）の類型指定に対する意向調査」を実施し、各町の類型指定地域の見直しへの意向を把握した。
- ・意向調査の結果、いずれの町においても現行の類型指定地域を見直す意向は無く、また当該地域の土地利用等に大きな変化が無いことから類型指定地域の見直しを行わないこととした。

### 3 県内における指定状況

本県では、鳥取市、倉吉市、米子市、境港市及び日吉津村において都市計画法上の用途地域の区分に準拠して工業専用地域を除く一部地域で類型指定されています。

＜道路に面する地域以外の地域（一般地域）の環境基準＞

地域の類型		都市計画法の用途区域	時間区分・基準値	
			昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
AA	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域		50以下	40以下
A	専ら住居の用に供される地域	第1種低層住居専用地域	55以下	45以下
		第2種低層住居専用地域		
		田園住居地域		
		第1種中高層住居専用地域		
		第2種中高層住居専用地域		
B	主として住居の用に供される地域	第1種住居地域	60以下	50以下
		第2種住居地域		
		準住居地域		
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	近隣商業地域	60以下	50以下
		商業地域		
		準工業地域		
		工業地域		
類型指定から除外		工業専用地域		

＜道路に面する地域の環境基準＞

地 域	時間区分・基準値	
	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
幹線交通を担う道路に近接する空間	70以下	65以下

(単位/デシベル)

## 鳥取県西部地区の一般環境大気測定局の移転について

### 1 概要

鳥取県西部地区の大気測定については、これまで西部総合事務所東福原庁舎の米子保健所（米子市東福原 1-1-45）を代表地点として一般環境大気測定局を設置しPM2.5など大気汚染物質を測定してきたが、西部総合事務所東福原庁舎が解体予定であることから、米子工業高校敷地内（米子市博労町 4-220）に測定局を移転し、令和5年12月15日から測定データの公表を開始した。

移設に際しては、環境省など関係部署と相談しながら、居住地域でかつ特定の発生源による局所的影響の少ない地域でこれまでのデータの継続性などを考慮し移設場所を選定した。

### 2 大気測定局の設置状況

地域全体の大気の汚染状況を測定する「一般環境大気測定局」と、道路沿いの自動車排出ガスによる大気汚染の影響を受けやすい区域の状況を測定する「自動車排出ガス測定局」があり、県内には、以下のとおり一般環境大気測定局が4局、自動車排出ガス測定局が2局設置されている。



測定局		管理者
一般環境大気測定局	1 鳥取県庁西町分庁舎局（鳥取市）	鳥取市
	2 米子工業高校局（米子市）	鳥取県
	3 倉吉保健所局（倉吉市）	
	4 境港市誠道町（境港市）	
自動車排出ガス測定局	① 栄町交差点局（鳥取市）	鳥取市
	② 米子市役所局（米子市）	鳥取県

### 3 米子工業高校局について



## PM2.5に係る注意喚起等実施方法の一部変更等について

### 1 概要

微小粒子状物質（PM2.5）については、県内4箇所（鳥取市、米子市、倉吉市、境港市）で自動観測装置により大気中濃度を自動連続測定し、「午前中の早めの時間帯の判断」として午前5時から7時まで測定値（1時間値）の平均値を基に注意喚起を実施している。

また、「午後からの活動に備えた判断」として午前5時から正午までの測定値（1時間値）の平均値を基に注意喚起を実施している。

この度、午後からの活動に備えた注意喚起について、より細やかな注意喚起を実施し、県民の一層の安心安全な生活に役立てて頂くため、新たに環境基準を超過すると予想される場合にも注意喚起する予定としている。

### 2 注意喚起の方法等

（数値の単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

時間帯	判断の基となる値	判断基準	区分	予想される事態
午前中早めの時間帯の注意喚起→午前8時までに実施	5時～7時の測定値（1時間値）の平均値の県内最大値	32超	情報提供	環境基準を超過する予想
		70超	注意情報	国暫定指針値に近い値を予想
		85超	警戒情報	国暫定指針値を超過する予想
午後の活動に備えた注意喚起→午後1時までに実施	5時～12時の測定値（1時間値）の平均値の県内最大値	35超	情報提供	環境基準を超過する予想（新設）
		70超	注意情報	国暫定指針値に近い値を予想
		85超	警戒情報	国暫定指針値を超過する予想

環境基準：人の健康の適切な保護を図るために維持されることが望ましい水準。日平均値  $35\mu\text{g}/\text{m}^3$

国暫定指針値：健康影響が出現する可能性が高くなると予測される暫定的な水準。日平均値  $70\mu\text{g}/\text{m}^3$

### 3 その他（倉吉保健所局のPM2.5測定値の公開停止）

倉吉保健所局のPM2.5測定値が、他局の測定値に比べ昼前にかけて上昇しその後低下する傾向にあり、その原因としては設置場所の影響ではなく測定装置の特異性として判断してきた（倉吉保健所局の測定装置は他局とは別の装置を使用）。しかしながら今年度に入ってから、当該測定値のズレ幅が大きくなってきており、異常値と考えられる値も見られることから、倉吉保健所局のPM2.5測定値の情報提供を一旦停止して、速やかに測定装置を交換する予定としている。（交換後に情報提供を再開予定。）

令和6年5月  
自然共生社会局水環境保全課

令和4年度に実施した県内の公共用水域及び地下水の水質測定結果の概要は、次のとおりです。

**A 公共用水域（河川、湖沼、海域）**

1 測定地点

河川	120 地点
湖沼	24 地点
海域	26 地点
	計 170 地点

2 測定区分①／生活環境項目

(1) 測定項目 12項目

pH	溶存酸素量 (DO)	全磷
BOD (河川)	大腸菌数	全亜鉛
COD (湖沼、海域)	ノルマルヘキサン抽出物質	LAS
SS	全窒素	ノニルフェノール

(2) 測定結果

主要河川（一級河川、二級河川、都市河川）、湖沼および海域における調査結果は、次のとおりである。

(表1-1 BOD、CODの状況)

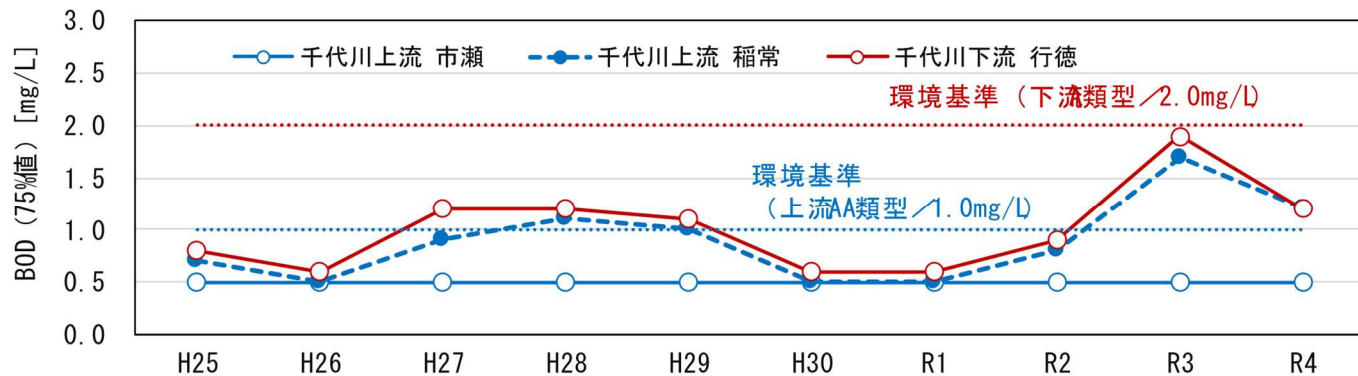
	水系	BOD 又は COD (mg/L)		汚濁の目安*2
		年平均値	75%値*1	
主な 一級河川	千代川水系 (4河川 13地点)	<0.5~1.2	<0.5~1.5	概ね清浄
	天神川水系 (4河川 12地点)	<0.5~0.5	<0.5~0.5	清浄
	日野川水系 (3河川 12地点)	0.5~1.6	<0.5~1.5	概ね清浄
主な 二級河川 8河川	蒲生川他4河川 (15地点)	<0.5~1.0	<0.5~1.3	概ね清浄
	勝部川 (3地点)	0.6~0.9	<0.5~0.7	清浄
	塩見川 (3地点)	0.6~1.8	0.5~2.1	やや汚濁
	河内川 (3地点)	0.5~0.8	0.5~1.0	清浄
都市河川	袋川 (鳥取市) (8地点)	0.6~1.6	0.7~2.0	概ね清浄
	玉川 (倉吉市) (5地点)	<0.5~0.6	<0.5~0.6	清浄
	加茂川(米子市) (5地点)	0.6~0.7	0.6~0.8	清浄
湖 沼	湖山池 (4地点)	5.0~5.4	5.6~6.0	汚濁
	東郷池 (4地点)	4.9~5.2	5.6~6.1	汚濁
	中海 (9地点)	2.4~4.4	2.5~4.8	やや汚濁
	多鯰ヶ池 (3地点)	3.5~3.9	3.7~4.6	やや汚濁
海 域	美保湾 (8地点)	1.8~2.3	2.0~2.7	概ね清浄
	日本海沿岸海域 (8地点)	1.7~2.2	1.8~3.0	概ね清浄

\*1 BOD (河川) 及びCOD (湖沼及び海域) は75%値で評価を行う。  
(75%値は、年間のy個の日間平均値の全データを値の小さいものから順に並べた場合の(y×0.75)番目の数値)  
\*2 汚濁の目安は、環境基準類型を参考にして分かりやすい文言で表現したもの  
(類型AAレベル=清浄、Aレベル=概ね清浄、Bレベル=やや汚濁、Cレベル=汚濁、D~Eレベル(河川のみ)=著しく汚濁)

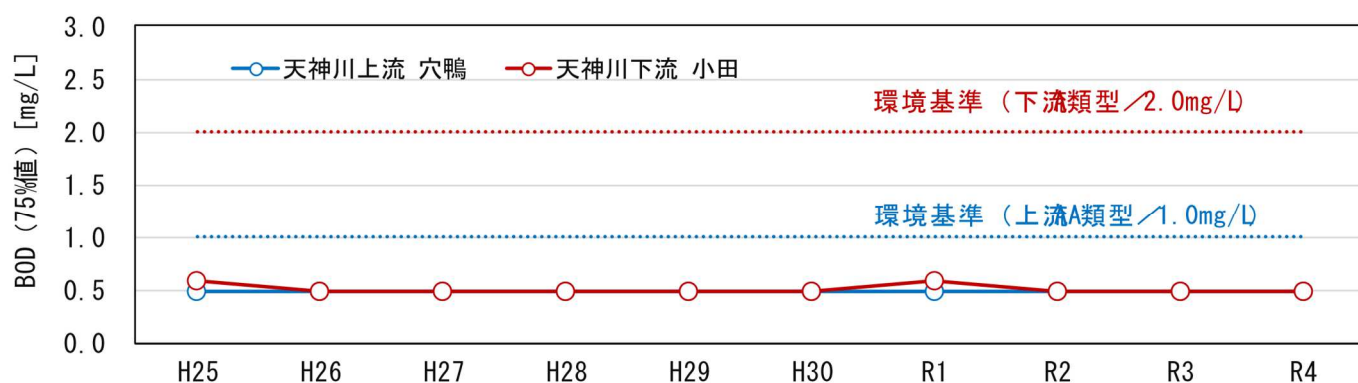


主な一級河川のBOD（75%値）の推移

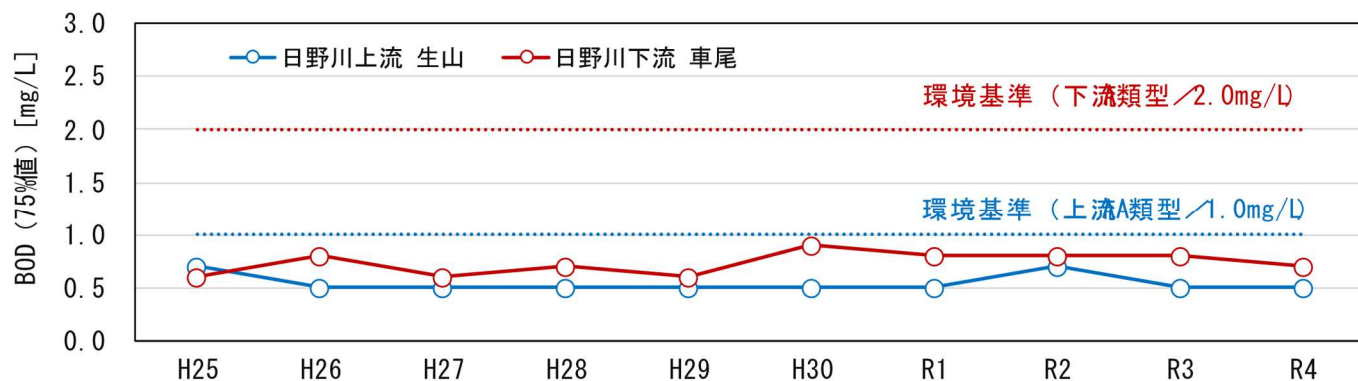
○千代川水系



○天神川水系



○日野川水系



(表1-2 全窒素及び全リンの状況)

	水系	全窒素 (mg/L) 年平均値*1	全リン (mg/L) 年平均値*1	汚濁の目安*2
湖 沼	湖山池 (4地点)	0.49~0.56	0.065~0.075	富栄養化
	東郷池 (4地点)	0.54~0.54	0.067~0.070	富栄養化
	中海 (9地点)	0.26~0.53	0.023~0.051	富栄養化
	多鯰ヶ池 (3地点)	0.38~0.43	0.008~0.009	富栄養化

\*1 湖沼に係る全窒素及び全リンは、表層の年平均値で評価を行う。

\*2 汚濁の目安は、環境基準類型を参考にして分かりやすい文言で表現したもの (例: 類型IIIレベル=やや富栄養化、IV, Vレベル=富栄養化)



(3) 環境基準の達成状況

環境基準の類型当てはめが行われている8水域48地点（3河川、3湖沼及び2海域）における環境基準の達成状況は以下のとおりである。

(表1-3 環境基準の達成状況)

水域			環境基準		基準値	達成状況
			あてはめ類型	環境基準地点数		
河川	千代川	上流	AA	3地点	BOD 1mg/L以下	未達成*1
		下流	A	2地点	BOD 2mg/L以下	達成
	天神川	上流	AA	2地点	BOD 1mg/L以下	達成
		下流	A	2地点	BOD 2mg/L以下	達成
	日野川	上流	AA	3地点	BOD 1mg/L以下	達成
		下流	A	2地点	BOD 2mg/L以下	達成
湖沼	湖山池		A	4地点	COD 3mg/L以下	未達成
			III	4地点	全窒素 0.4mg/L以下 全磷 0.03mg/L以下	未達成 未達成
	東郷池		A	4地点	COD 3mg/L以下	未達成
	中海		A	3地点	COD 3mg/L以下	未達成*2
			III	3地点	全窒素 0.4mg/L以下 全磷 0.03mg/L以下	未達成*3 未達成*4
海域	美保湾	境港外港港湾計画水域	B	1地点	COD 3mg/L以下	達成
		その他の水域	A	7地点	COD 2mg/L以下	未達成*5
	日本海沿岸海域		A	8地点	COD 2mg/L以下	未達成*6

\*1 市瀬のみ環境基準に適合

\*2 境水道中央部のみ環境基準に適合

\*3 米子湾中央部のみ環境基準に不適合

\*4 葭津地先のみ環境基準に適合

\*5 境港市福定町地先東方4.0kmのみ環境基準に適合

\*6 湯梨浜町泊地先1.0kmのみ環境基準に適合

3 測定区分②/健康項目

(1) 測定項目 27項目

カドミウム	四塩化炭素	チウラム
全シアン	1,2-ジクロロエタン	シマジン
鉛	1,1-ジクロロエチレン	チオベンカルブ
六価クロム	シス-1,2-ジクロロエチレン	ベンゼン
砒素	1,1,1-トリクロロエタン	セレン
総水銀	1,1,2-トリクロロエタン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
アルキル水銀	トリクロロエチレン	ふっ素
PCB	テトラクロロエチレン	ほう素
ジクロロメタン	1,3-ジクロロプロペン	1,4-ジオキサン

(2) 環境基準の達成状況

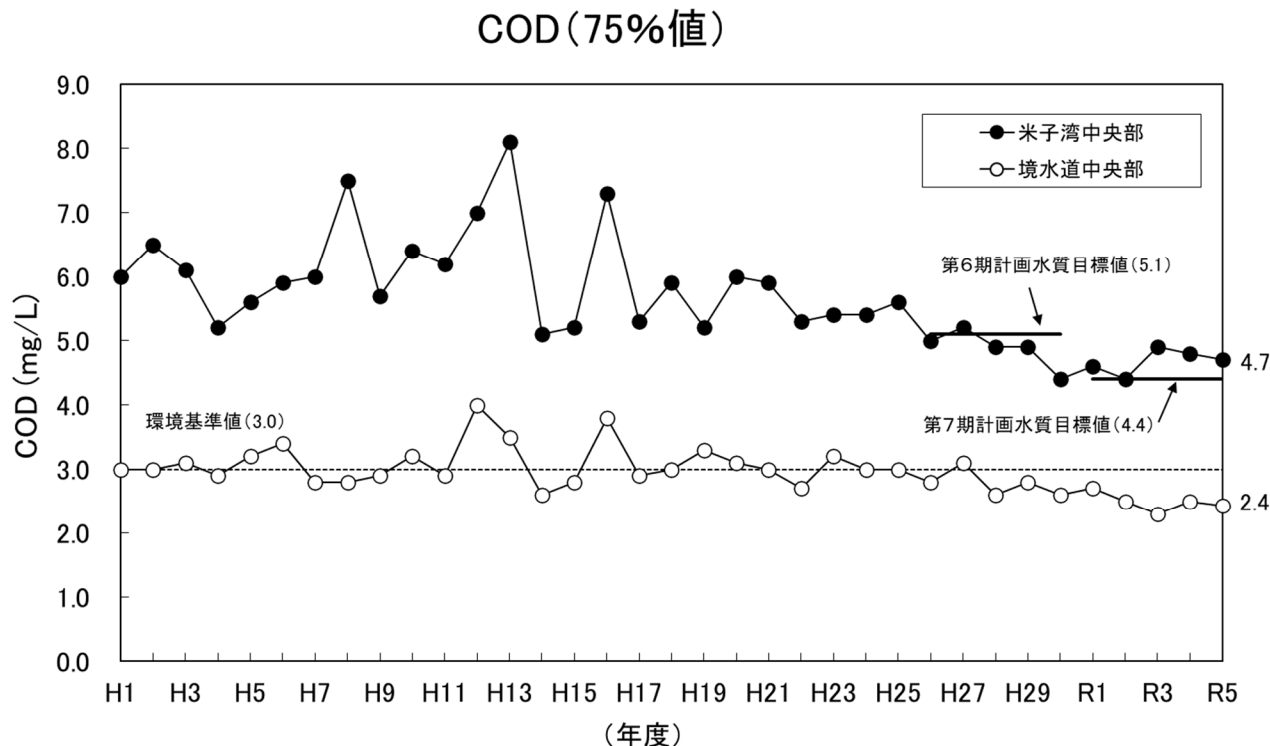
ほう素について、1地点（中海 葭津地先）で環境基準を超過していたが、海水の影響を受ける可能性がある調査地点であり、海水に含まれるほう素の影響を受けたものと考えられる。

その他の項目は、環境基準に適合していた。

## B 県内三大湖沼の状況

### (1) 中海

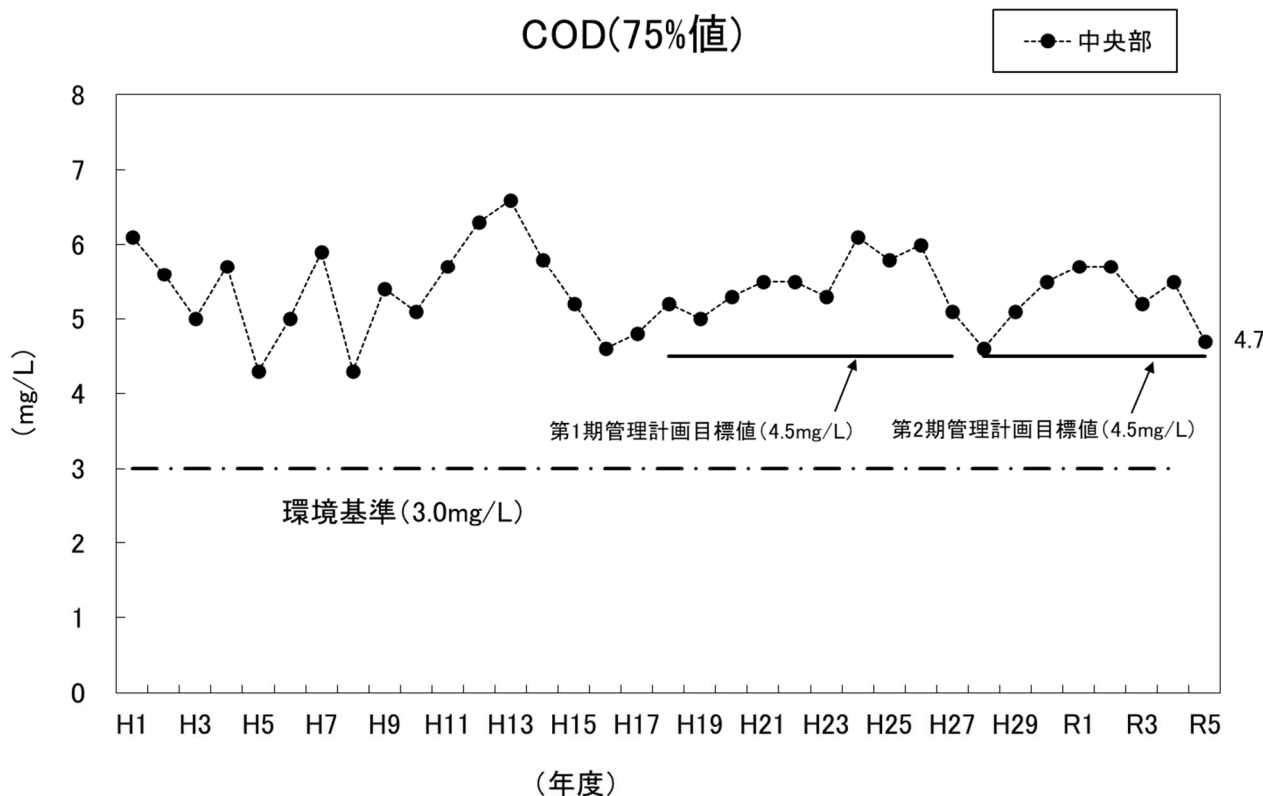
- ・R2年3月に湖沼水質保全特別措置法に基づく第7期水質保全計画を鳥取・島根両県で策定し、各種浄化対策に取り組んだ。有機汚濁の指標であるCOD（化学的酸素要求量）は、R4年度及びR5年度は同計画で定める目標値を未達成であった。（環境基準点12地点のうち、米子湾中央部はR4年度、R5年度ともに未達成。）



〈中海 COD 経年グラフ（米子湾中央部、境水道中央部）〉

### (2) 東郷池

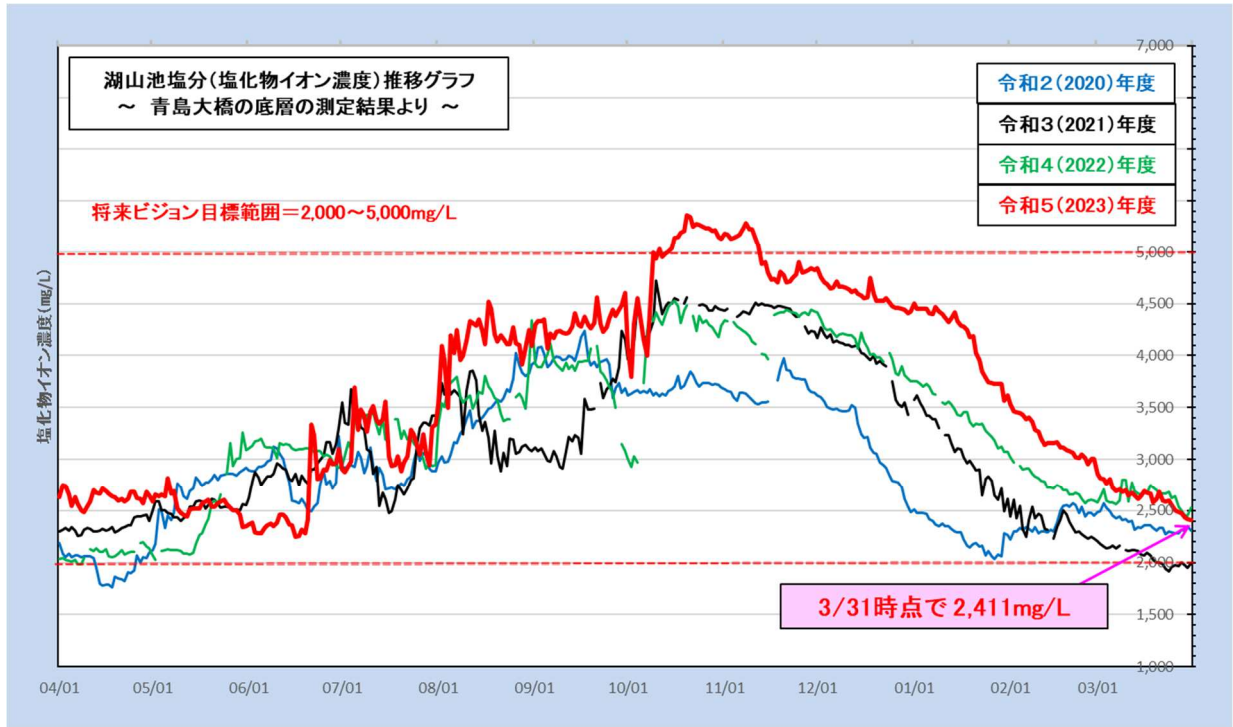
- ・H29年3月に第2期東郷池水質管理計画を策定し、各種浄化対策に取り組むとともに、利活用の取り組みも進めている。
- ・CODは、R4年度は過去5年間の変動範囲内であったが、R5年度は過去5年間と比べて最も低い値であった。



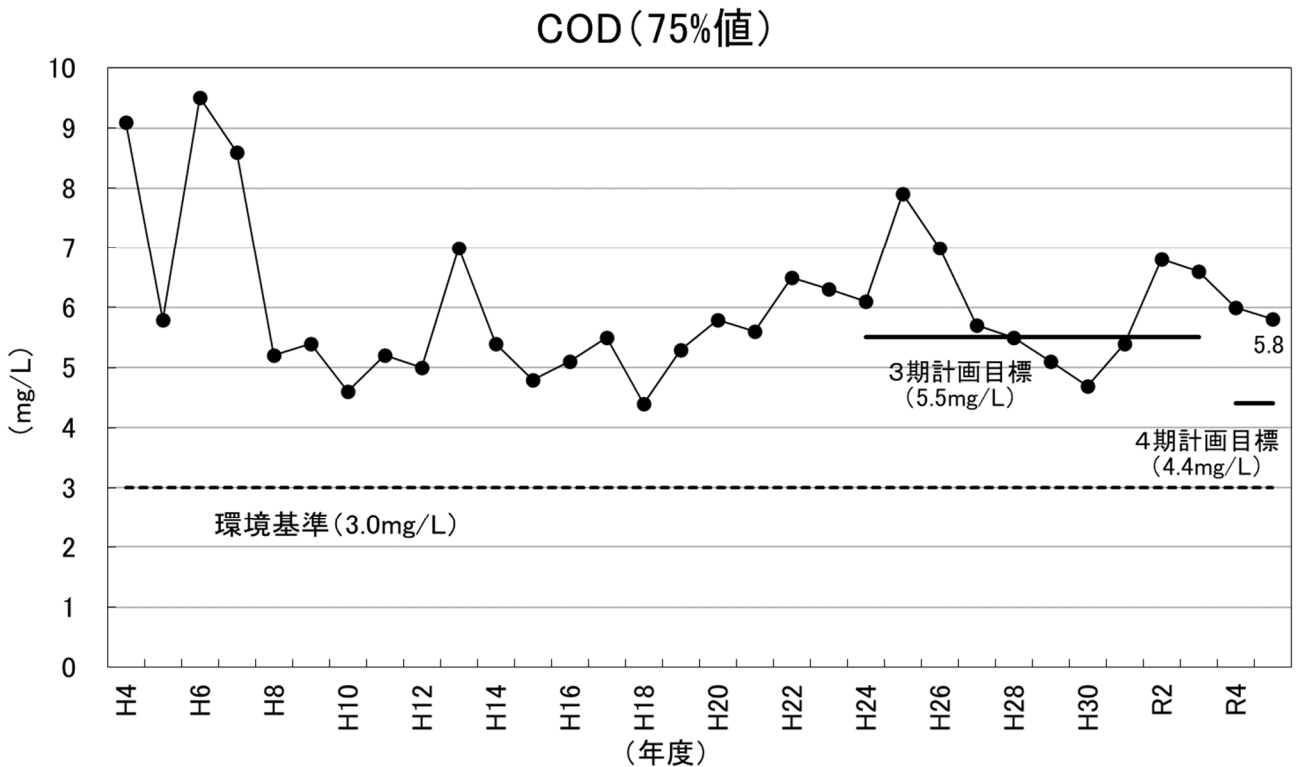
〈東郷池の COD 経年グラフ（中央部）〉

(3) 湖山池

- ・H24年に汽水化してから10年が経過した。きめ細かな水門操作等により塩化物イオン濃度は将来ビジョンに定める2,000～5,000mg/Lの範囲で概ね管理ができていたが、R5年度は10月中旬から11月中旬にかけて、目標の上限値5,000mg/Lを上回った。また、水質も長期的に改善傾向にあるが、R4年度及びR5年度は将来ビジョン推進計画に定める目標値を達成できなかった。



(上：塩化物イオン濃度の推移・年度別グラフ(直近4か年分) / 下：COD 経年グラフ)



## C 地下水（令和4年度）

### 1 調査対象井戸

10市町61箇所

（鳥取市・智頭町・若桜町・北栄町・米子市・境港市・大山町・江府町・伯耆町・日野町）

### 2 調査項目

カドミウム等30項目（主として健康項目）

### 3 調査内容及び調査回数

調査内容 (調査箇所数)	調査回数	概要
概況調査 (15箇所)	年1回（ただし、国土交通省が実施した3箇所の井戸については年4回）	県下の全体的な地下水質の概況を把握するために実施
継続監視調査 (46箇所)	年1～4回	同一地点での地下水質の経年的なモニタリングとして実施

### 4 調査結果

概況調査において1箇所（鳥取市）、継続監視調査において15箇所（鳥取市・境港市・智頭町・北栄町・江府町）で表2-1のとおり環境基準に適合していないことを確認した。

（表2-1 環境基準の超過状況）

市町村名	区域及び井戸数	項目 (環境基準)	検出状況	汚染原因 (推定)	対策等
鳥取市	古海の1箇所の井戸	ヒ素 (0.01mg/L)	0.039 mg/L	不明	井戸所有者への周知と飲用指導
	片原の1箇所の井戸	ふっ素(0.8mg/L)	1.7 mg/L	自然的要因 (温泉水の混入等)	
		ほう素(1.0mg/L)	2.7 mg/L		
	天神町の1箇所の井戸	ヒ素 (0.01mg/L)	0.045 mg/L	不明	
	東品治町の1箇所の井戸	ふっ素(0.8mg/L)	8 mg/L	自然的要因 (温泉水の混入等)	
		ほう素(1.0mg/L)	4.4 mg/L		
	福部の1箇所の井戸	ヒ素 (0.01mg/L)	0.26 mg/L	不明	
		ふっ素(0.8mg/L)	1.8 mg/L	自然的要因 (地質・地層の影響等)	
	ヒ素 (0.01mg/L)	0.2 mg/L			
境港市	渡町の2箇所の井戸	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (10mg/L)	17～21 mg/L	施肥若しくは 生活雑排水の影響	
智頭町	智頭の4箇所の井戸	トリクロロエチレン (0.01mg/L)	0.019～0.044 mg/L	不明	
	埴師の3箇所の井戸	ふっ素(0.8mg/L)	1.1～1.3 mg/L	自然的要因 (地質・地層の影響)	
北栄町	西園の1箇所の井戸	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (10mg/L)	14 mg/L	施肥の影響	
江府町	州河崎の1箇所の井戸	ヒ素 (0.01mg/L)	0.030 mg/L	自然的要因 (地質・地層の影響)	

## 2022年度 全国の温室効果ガス排出量の公表について

令和6年5月22日  
脱炭素社会推進課

○4月12日、環境省は2022年度の日本の温室効果ガス排出量が1990年度以降で最小値となったことを発表した。2021年度は、新型コロナウイルス感染症で落ち込んでいた経済の回復によるエネルギー消費量の増加が主な要因となって前年度より排出量が増加していたが、2022年度は減少に転じた。〔表〕参照

- ・全国の2022年度の温室効果ガス排出量は11億3,500万トン(CO<sub>2</sub>換算、以下同様)。(2021年度比▲2.5%、2013年度比▲19.3%)
- ・本県の2022年度の温室効果ガス排出量(暫定値)は418万トン。(2021年度比▲0.5%、2013年度比▲20.6%)

⇒環境省は、2021年度と比べて排出量が減少した主な要因として、節電や省エネ努力の効果が大きいとし、2050年カーボンニュートラル実現に向けては、順調に減少傾向を継続していると分析している。

○全国の部門別の排出量の2021年度と比べての増減と主な要因は以下のとおりです。

- ・企業部門 … 【減少】 (主な要因)鉄鋼の生産減少や省エネが進展したため。
- ・運輸部門 … 【増加】 (主な要因)旅客輸送量が増加したため。
- ・家庭部門 … 【減少】 (主な要因)前年度より冬の気温が高く暖房需要が減少したため。

○本県も全国と同様に企業部門と家庭部門の排出量は減少したが、運輸部門については増加した。

- ・本県の企業部門の減少率が全国と比べて小さい主な理由は、全国よりも鉄鋼業等の重工業による排出量が少なく、排出量に占める電力由来の割合が高い中で発電時のCO<sub>2</sub>排出量算出係数が前年度より増加したことと考えられる。

⇒省エネ診断員による企業診断を進め、企業の自主的な省エネ化・再エネ導入により排出量削減を図る。

- ・本県の運輸部門の増加率が全国と比べて小さい主な理由は、全国よりも運輸部門の排出量に占める自家用車由来の割合が高いため、旅客輸送量の増加の影響が比較的小さかったと考えられる。

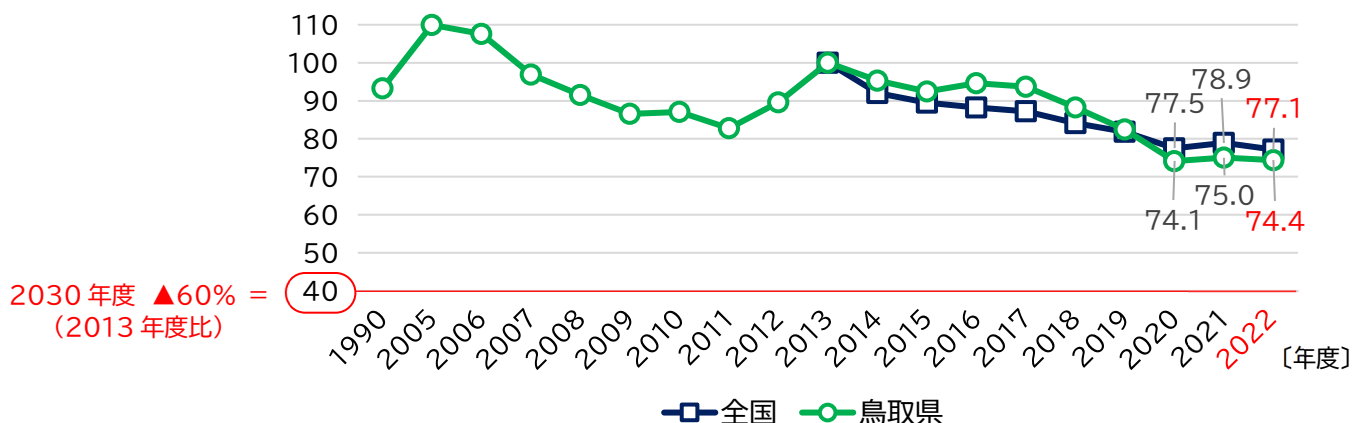
⇒運輸業界団体との意見交換を行い、電動車の普及を図る他、官民連携してEV充電器の整備を進める。また、テレワークや時差出勤、公共交通利用を推奨し、自家用車利用による排出量を抑制していく。

〔表〕《温室効果ガスの部門別排出量・吸収量及び2021年度比率(カッコ内は2013年度比率)》

	部門	全国	鳥取県
排出量	企業部門 ※産業部門と企業その他部門の合計	5億3,100万トン ▲5.0% (▲23.9%)	156万トン ▲0.4% (▲31.8%)
	運輸部門	1億9,200万トン +3.9% (▲14.5%)	109万トン +0.1% (▲5.4%)
	家庭部門	1億5,800万トン ▲1.4% (▲24.5%)	71万トン ▲2.4% (▲27.1%)
	エネルギー転換部門 ※発電所・製油所等のエネルギー損失	8,240万トン ▲0.6% (—)	— ※当該部門の排出なし
	非エネルギー部門	1億7,150万トン ▲3.1% (▲0.3%)	82万トン※暫定値 +0.0% (▲3.5%)
	(排出量合計)	11億3,500万トン ▲2.5% (▲19.3%)	418万トン※暫定値 ▲0.5% (▲20.6%)
吸収量	5,020万トン ▲6.4% (—)	69万トン +1.2% (+20.6%)	
実質排出量 (=排出量合計-吸収量)	10億8,500万トン ▲2.3% (▲22.9%)	349万トン※暫定値 ▲0.9% (▲25.6%)	

○総排出量から森林などによる吸収量を差し引いた実質排出量は、2013年度比で国は▲22.9%減少、本県は国を上回る▲25.6%減少している。本県の実質排出量(暫定値)は2013年度470万トンから2022年度349万トンへ減少。

(参考) 温室効果ガス実質排出量の推移 (2013年度の実質排出量を100とした場合)



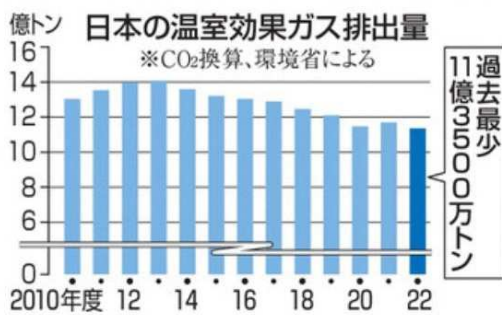
# 温室効果ガス過去最少

## 国内22年度 削減目標とは隔たり

環境省は12日、2022年度の国内の温室効果ガス排出量は二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)換算で21年度比2・5%減の11億3500万トンとなり、1990年度以降で過

去最少になったと発表した。鉄鋼の生産減少や、家庭での省エネが影響したとみている。21年度は新型コロナウイルス禍からの経済回復で8年ぶりの増加となったが、再び減少に転じた。政府は森林によるCO<sub>2</sub>吸収などを差し引いた排出量について、30年度に13年度比で46%減らす目標を掲げるが、22年度は同22・9%減の10億8500万トン。依然隔たりは大きく、再生可能エネルギーの発電比率引き上げなど一層の取り組みが求められる。

伊藤信太郎環境相は12日の閣議後記者会見で、30年度の目標達成は容易ではないと指摘した。



いとした上で「政府一丸となって対策を推進する」と強調した。

部門別では、運輸部門が

21年度から3・9%の増加。観光客などの輸送量が増えたのが原因とみられる。産業部門は5・3%減で、家庭部門は1・4%減。前年度と比べて暖かく、暖房需要が低かった。

森林などのCO<sub>2</sub>吸収量は5020万トンで6・4%減。人工林の高齢化が原因としている。沿岸域の海藻や海藻による吸収量として35万トンを初めて算出した。ただ算定方法の妥当性に対する国連機関の審査がまだだとし、今回は算入しなかった。



## (新規) 県民とともに取り組む再配達削減運動促進事業

### 1 現状

インターネット通販の普及により、宅配便の取扱個数は年々増加の一途をたどり、再配達の増加による温室効果ガスの排出増加や物流関係事業者の長時間労働などの問題(2024 問題)が顕在化している。

一方、部門ごとの CO2 削減状況は、家庭部門、企業部門については一定程度削減の進捗が見られる一方、運輸部門については削減がなかなか進んでいない。

このような中、政府は、再配達率を半減(12%⇒6%)する緊急的な取組による荷主・消費者の行動変容等を盛り込んだ「物流革新緊急パッケージ」を令和5年10月に閣議決定し、取り組むこととしている。

このような政府の動きに併せ、県民に身近な問題である再配達削減について、県民運動的に進めていくことで、CO2 削減効果が見えにくい運輸部門の脱炭素化の象徴的な取組としたい。

### 2 事業概要

#### (1) 家庭向け置き配ボックスの購入支援補助金 [予算額 3,500 千円]

内容：置き配ボックスの購入経費への補助を行う市町村に対して、補助金を交付。(市町村を通じた間接補助金)

県補助率：市町村補助の 1 / 2

県補助上限：1,000 千円 / 市町村

※ 1 家庭ごとの県補助上限額：5 千円

※市町村に対して、令和6年6月補正予算における予算確保を依頼する。



家庭向け置き配ボックス

#### (2) 運輸事業者が設置する共同置き配ステーションでの啓発経費 [予算額 1,500 千円]

- 運輸事業者が設置する置き配ステーション設置について、県は、運輸事業者と設置施設管理者とのマッチングを仲介する予定。

- ※設置場所は、中山間部のスーパー、ドラッグストア、公共施設等と想定。

- ステーション設置にあたり、県は利用促進や CO2 削減に関する啓発ラッピング等を実施。



ヤマト運輸が関係会社と設置する置き配ステーション例

#### (3) 再配達削減による脱炭素の啓発 [予算額 5,000 千円]

- 再配達削減による脱炭素を啓発するキャンペーン (SNS、新聞等) を実施。

- 置き配、コンビニ受け取りや、運輸事業者が設置する置き配ステーションの利用促進について、WEB やチラシなどを活用し広報。

※市町村が実施する置き配ボックス購入支援補助についても併せて広報予定

### 2 取組スケジュール

事業等	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
置き配ボックス購入補助	市町村へ活用を呼びかけ			←			事業実施(随時)					→
共同置き配ステーション設置	運輸事業者へ事業説明		運輸事業者と候補地協議		候補施設管理者と設置協議(県は運輸事業者とマッチング)							→
		運輸事業者等連絡協議会設立					順次設置・利用開始					→
再配達削減広報			委託事業者選定		順次広報 ※事前に市町村、運輸事業者等と調整							→

# 令和6年度主要事業

鳥取県生活環境部



令和6年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課（内線：7409）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県の美しい星空保全活用事業	24,087	29,749	△5,662				24,087	
トータルコスト	47,562千円（前年度53,140千円） [正職員：3人]							
主な業務内容	関係機関・者との各種調整、会議・イベント等準備・運営、補助金交付事務							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取県星空保全条例（平成30年4月1日施行）の推進に向け、星空の普及啓発や星空保全地域の取組支援、光害防止等に必要なる事業を実施する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
普及啓発	○美しい星空環境への誇りと保全意識を醸成するため、七夕の時期等に星空観察会や移動プラネタリウムなどを活用したイベントを実施する。 ○宇宙や星空環境への関心を高め、環境保全意識醸成のため、小学生を対象とした国立天文台講師等によるオンライン特別授業を実施する(※1)。 ○若者が連携して星空の普及啓発等を行う取組を支援する。 [補助率] 10/10 [補助上限] 100千円 ○星取県の推進に顕著な功績のあった個人・団体の表彰を行う。	2,244
星空保全地域の振興	○星空保全地域において市町村や団体等が実施する星空を活用した地域振興事業を支援する。 ・市町村 [補助率] 1/2 [補助上限] 2,000千円 ・団体等 [補助率] 10/10 [補助上限] 500千円	5,000
光害対策の推進	○星空保全地域内の屋外照明等の改修を支援する。 ・屋外照明器具… [補助率] 1/2 [補助上限] 130千円/基 ・建築物や看板を照射する照明器具… [補助率] 1/2 [補助上限] 200千円/式 ○市町村や自治会による光害対策型LED防犯灯の設置を支援する。 [補助率] 市町村負担の1/4	15,020
人材育成	○本県の美しい星空を地域の各種イベント等で案内できる人材育成を目的に「星空案内人資格(※2)」取得に向けた講座を実施する。	1,823
合計		24,087

※1 国立天文台「ふれあい天文学」事業など、専門の講師が特別授業を行う制度を活用して実施する。

※2 星空案内人資格…全国展開している民間団体が定めた星空案内の講座を受講し、基準を満たすと資格取得できる。

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

全国随一の美しい星空環境が保全され、環境教育や観光振興など星空環境を活用した地域振興策の取組の拡大を目指し、地域活性化に繋げる。

【取組状況・改善点】

- ・星空保全地域（県内で特に優れた星空環境を有し、その環境を保全する必要がある地域）は鳥取県星空保全条例の制定から5年で7地域に増え、全県土面積の3分の1以上に拡大した。
- ・若者が連携して実施する星空の普及啓発等について新たな活動が始まっており、それらへの支援や後押しを通じて、星空の魅力の幅広い層への周知に繋げる。
- ・県主催の星空案内人資格取得認定講座において、これまで「星空案内人(準案内人)」は25名が認定され、さらに1名が「星空案内人(正案内人)」の資格を取得した。今後も人材育成に取り組み、美しい星空の普及啓発体制の強化に努める。

## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

環境立県推進課（内線：7206）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
環境汚染等総合対策事業	69,555	84,949	△15,394	4,446			65,109	
トータルコスト	150,772千円（前年度 165,713千円） [正職員：9.4人、会計年度任用職員：2.6人]							
主な業務内容	各種環境調査（大気汚染、騒音等）、届出事務、立入検査 等							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

大気汚染や化学物質（ダイオキシン類等）による環境汚染の状況を把握し、県民等への情報提供を行うとともに、事業場等への立入検査・指導等を実施し、清浄な環境の保全に努める。

##### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
大気汚染防止対策事業	○県内測定局で微小粒子状物質（PM2.5）等による大気汚染の状況を常時監視する。 ・測定機器更新（6,964千円） ・測定機器リース（21,306千円）（令和3～13年度債務負担行為設定済） ○工場等に対し立入検査を実施し、排出されるばい煙等の調査測定・指導を行う。 （米子保健所の移転に伴う米子測定局の移設は令和5年度で完了）	28,270
環境汚染化学物質対策事業	○県内の各調査地点における環境（大気、水、土壌）中のダイオキシン類濃度を測定するとともに、施設への立入検査を行う。 ○環境中の化学物質の残留状況を把握するため、生物中に含まれる化学物質の調査を行う。	16,699
石綿飛散防止対策事業	○石綿飛散による健康被害を防止するため、解体工事現場等への立入検査・指導を行う。 ○県内測定局等で大気中の石綿粉じん濃度の測定を行う。 ・石綿分析装置（X線分析装置付き電子顕微鏡）更新（13,662千円）	14,021
環境状況調査	○県内の環境状況を把握するため、各種調査（騒音調査、酸性雨調査、ウラン残土たい積場環境調査、環境ホルモン調査）を実施する。 ・[臨時]環境ホルモン調査業務（2,379千円） ※6年に1回実施	10,565
合 計		69,555

##### 3 事業目標・取組状況・改善点

###### 【事業目標】

大気汚染等の環境汚染の状況を把握し、県民等への情報提供を行うとともに、大気汚染防止法等に基づき事業場等への監視・指導等を実施し、県民の健康保持及び生活環境の保全を図る。

###### 【取組状況・改善点】

- ・各法令等に基づき必要な調査・測定を実施し、ホームページ等で情報提供し周知する。
- ・事業場等へ立入検査を実施し各法令の遵守状況を確認するとともに必要な指導を実施する。
- ・大気環境等の把握を適切に行うため、大気測定局等の機能維持を引き続き進めていく。

## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

脱炭素社会推進課（内線：7205）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) トットリボーン！ 普及啓発事業	38,226	0	38,226	15,850		(基金繰入金) 18,456	3,920	
トータルコスト	53,876千円（前年度 0千円） [正職員：2.0人]							
主な業務内容	委託業務、補助金交付業務等							
<b>事業内容の説明</b> <span style="float: right;">【「鳥取県地域環境保全基金」充当事業】</span>								
<b>1 事業の目的・概要</b> 現在、気候非常事態にあるという「危機感」を企業・県民等と共有した上で、2050年脱炭素社会の実現に向けて、県民のライフスタイル転換を促進するための取組を行うとともに、それらの実施状況を県内外へ効果的に情報発信する。								
<b>2 主な事業内容</b> <span style="float: right;">（単位：千円）</span>								
区 分	内 容							予算額
(新) 県民とともに取り組む再配達削減運動促進事業	宅配再配達削減運動（共同置き配、置き配BOX設置支援等）を実施する。 (1) 置き配BOX設置補助（3,500千円） ※市町村間接補助 [補助対象者] 県民（家庭） [補助率] 市町村補助額の1/2 [補助上限] 5千円/家庭 (2) 再配達削減による脱炭素の啓発（新聞、SNS）（5,000千円） (3) 運輸事業者が中山間地域の店舗等に無料設置する共同置き配ステーションでの啓発経費（1,500千円）							10,000
(新) 災害時対応への再エネ活用普及啓発事業	・再エネ等を活用した体験型の防災訓練（キャンプ）体験の実施。 ・防災訓練と連動したセミナー開催やテレビ、SNSによる効果的な情報発信を行う。							15,850
(新) 自治体ネットワークを活用した人材育成事業	・COP28派遣学生を中心とした「県内学生ネットワーク」を構築し、温対法に基づく「県地球温暖化防止活動推進員」の学生会と位置付ける。 [補助対象者] 県内の大学 [補助率] 10/10 [補助対象事業] 研修講師謝金、旅費、交流活動費							4,226
(新) 戦略的情報発信	・広報専門家の助言を得ながら、脱炭素外部サイトの作成及び県ホームページの体系再構築を行う。							3,150
若者に任せろ！トットリボーン！ドミノキャラバン	脱炭素ライフスタイルへの転換推進のため市町村等が実施する若者提案事業、又は若者を主対象としたモデル事業、普及啓発を支援する。 [補助対象者] 市町村（企業・団体等との共同実施も含む） [補助率] 1/2 [補助上限] 1,000千円/市町村							5,000
合 計							38,226	

### 3 事業目標・取組状況・改善点

#### 【事業目標】

県は2050年の脱炭素社会実現を目指し、2030年度温室効果ガス削減目標（2013年度比）を▲40%から▲60%に引き上げた。（令和4年度末実績（暫定値）：▲26.3%）

#### 【取組状況・改善点】

- ・従来の我慢を強いる省エネのイメージを払拭し、「地球環境」と「健康」を守りながら、快適に賢く住まうライフスタイルへの転換を図る「とっとりエコライフ構想（愛称：トットリボーン!）」を提唱し普及啓発を図っている。
- ・とっとりエコライフ構想の取組を自ら実践するとともに、関係者や顧客に広める取組を行う企業・団体を登録する「とっとりエコライフパートナー制度」を令和4年6月に創設した。  
（加入実績 R5.3末時点：4団体、R6.1末時点：9団体）
- ・令和5年度にドバイで開催されたCOP28に、都道府県として初めて学生（3名）を派遣した。日本政府設置のジャパンパビリオンに登壇し、本県の取組に環境省等から大きな称賛を得た。

（参考）令和5年度6月補正予算額（若者がつなぐトットリボーン！促進事業）うち継続分5,000千円

## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

脱炭素社会推進課（内線：7895）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取スタイル PPA 導入推進事業	198,123	74,750	123,373	192,000		(基金繰入金) 6,000	123	

トータルコスト 202,818千円（前年度 80,208千円） [正職員：0.6人]

主な業務内容 補助金・委託業務 等

事業内容の説明 【「鳥取県地域環境保全基金」充当事業】

#### 1 事業の目的・概要

電力消費者の初期費用が不要となる自家消費型の屋根貸し太陽光発電（PPA）を促進するため、県内の地域新電力、発電事業者、金融機関等と連携して『鳥取スタイル PPA』を推進する。

※PPA（Power Purchase Agreement（電力販売契約））：施設所有者（電力消費者）が提供する敷地や屋根などのスペースに電力消費者以外の第三者（発電事業者）が太陽光発電設備等を設置し、発電された電力をその施設の電力消費者へ有償提供する仕組み。

※鳥取スタイル PPA：県内の発電事業者と地域新電力会社等が再生可能エネルギーの確保とエネルギーの地産地消を推進するために連携して実施する PPA 事業。

#### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
鳥取スタイル PPA による県有施設への設置促進	鳥取スタイル PPA では採算性が厳しい県有施設への設置を促進するために、当該県有施設で PPA を行う事業者に補助する。	150,000
鳥取スタイル PPA ワンストップ窓口設置	鳥取スタイル PPA に関する県民や事業者からの問合せへの対応や普及啓発を行う窓口を設置する。 ＜委託先＞ 家庭・企業向け … 鳥取県地球温暖化防止活動推進センター 工務店向け … （一社）鳥取県木造住宅推進協議会	6,000
鳥取スタイル PPA 推進事業者支援事業	鳥取スタイル PPA の導入を加速させることに意欲的な事業者のシステム整備や PPA 導入促進に補助をする。 [補助対象者] PPA で家庭に太陽光発電設備を設置する事業者 [補助率] 定額 [補助額] 導入 1kW あたり 70 千円 [補助上限] 420 千円	42,000
審査会運営	事業者を選定するための審査会を開催する。	123
合 計		198,123

#### 3 事業目標・取組状況・改善点

##### 【事業目標】

2050年の脱炭素社会の実現に向けて、令和新時代とっとり環境イニシアティブプランで目標とする県内需要電力における再生可能エネルギー割合60%を目指し、固定価格買取制度（FIT制度）に代わる太陽光発電導入促進策として PPA 手法の推進に取り組む。

##### 【取組状況・改善点】

- ・県内の地域新電力、発電事業者、金融機関と連携した「鳥取スタイル PPA 推進研究会」を中心に、住宅にも PPA による太陽光発電施設の設置促進に向けた取組を進めており、導入が始まった。
- ・県有施設のうち太陽光発電が設置可能な施設については、令和4年度に導入可能性調査を実施した。調査結果を基に令和5年度から県内事業者による PPA 手法を導入している。

（参考）令和5年度6月補正予算額（鳥取スタイル PPA 導入推進事業） 43,500千円

県有施設への導入：令和5年度予定3件（鳥取東高校、鳥取工業高校、畜産試験場）

中海テレビによる住宅へのサービス：15件導入済み

# 令和6年度一般会計当初予算説明資料

## 4款 衛生費

### 2項 環境衛生費

自然共生課（内線：7978）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 自然共生サイト 企業等連携促進事業	(債務負担行為) 5,000 16,734	0	(債務負担行為) 5,000 16,734			(寄付金)5,000 (基金繰入金)2,000 7,000	(債務負担行為) 5,000 9,734	

トータルコスト 19,773 千円（前年度 0 千円） [正職員：0.2 人、会計年度任用職員：0.5 人]

主な業務内容 補助金事務、企業とのマッチング事務、業務委託契約事務等

事業内容の説明 【「鳥取県地域環境保全基金」充当事業】

### 1 事業の目的・概要

令和5年3月に策定された生物多様性国家戦略において主要な目標として掲げられた「2030年までに国土の30%を保全する目標（30by30）」を達成するため、本県においても民間企業等との連携を進めることで、自然共生サイトの認定を促進し、生物多様性保全の推進を図る。

### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内 容					予算額
自然共生サイト 認定の促進支援 (自然共生サイト 保全活動推進 事業補助金)	自然共生サイトの認定を目指す団体等への支援。 【債務負担行為】5,000千円（令和7年度）					6,734
	区分	補助対象事業	実施主体	補助率等	補助事業期間	
	認定申請 促進支援	認定申請に係る 情報収集、申請 資料作成等	自然共生サ イトの認定 申請を行う	[補助率]1/2 [補助上限] 1,750千円	最長2年間	
	保全活動 支援	認定サイトでの 保全活動、モニ タリング調査等	団体又は認 定を受けた 団体等	[補助率]1/2 [補助上限] 500千円	1年間	
	認定サイ ト活用促 進支援	認定サイトでの PR、地域活性化 に資する取組		[補助率]1/2 [補助上限] 250千円		
(新) 企業版ふる さと納税を活用 した生物多様性 保全活動への支 援	自然共生サイト保全活動推進事業補助金を活用し、企業と生物多様性保全協定*を締結した地域団体に対して、当該協定締結企業からの企業版ふるさと納税寄付金を、同補助金に上乗せする奨励金として支給する。（支給上限：自然共生サイト保全活動推進事業補助金の交付額と同額（最大2,500千円））					5,000
(新) 自然共生サ イト現地交流会	生物多様性保全に関心のある県民や保全活動に取り組む団体、生物多様性保全活動に関心のある企業を対象に、県内の自然共生サイトを巡る現地交流会を開催する。					2,000
自然共生サイト 認定・生物多様 性保全の推進	企業とのマッチングの候補地等の情報を集積・整理し、地域団体と企業とのマッチング等に活用するための資料を作成する。（2,850千円） 金融機関と連携し、生物多様性保全活動を行う地域団体と支援を希望する企業等とのマッチングを実施する。（150千円）					3,000
合 計						16,734

※生物多様性保全協定：地域団体と企業等との間で締結する生物多様性保全及び自然共生サイト認定に係る取組の連携に関する協定

### 3 事業目標・取組状況・改善点

#### 【事業目標】

令和8年度末までに、県内の自然共生サイトを12地域に拡大する。

#### 【取組状況・改善点】

- ・令和5年度前期認定で県内2地区（八頭町、南部町）が自然共生サイトに認定された。後期認定には2地区が申請中であり、そのうち民間団体が申請する地区（米子市）を補助事業で支援している。また、もう一地区（県立大山オオタカの森）は県が申請し、県も率先して取り組むことにより民間の取組を促進している。
- ・令和6年度以降の認定を目指している3地区（八頭町、伯耆町、江府町）の取組を補助事業で支援している。

（参考）令和5年度6月補正予算額（自然共生サイト保全活動推進事業）うち継続分8,000千円

## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

自然共生課（内線：7200）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
国立公園満喫プロジェクト等推進事業	260,814	246,361	14,453	124,809	<88,000> 113,000	(雑入) 342	22,663	県費負担 110,663
トータルコスト	317,154千円（前年度 302,499千円） [正職員：7.2人]							
主な業務内容	委託、工事発注及び負担金交付事務等							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

国立公園を、世界基準である「ナショナルパーク」としてブランド化を図ることを目的とした「国立公園満喫プロジェクト」の一環として、大山隠岐国立公園内施設を国内外の誘客につながる魅力あるものとするための整備を行う。また、大山登山者から大山入山協力金を募る受益者負担制度を活用し、持続可能な大山の山岳環境の保全と利用に繋げる。

##### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
国立公園満喫プロジェクト等推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大山滝吊橋架替 (100,000)</li> <li>・ 大山夏山登山道改修 (木道、丸太階段) (136,800)</li> <li>・ 大山夏山登山道標識設置 N=2箇所 (2,000)</li> <li>・ 大山総合案内施設整備実施設計 (1,122)</li> <li>・ 三徳山公衆便所屋根改修 (10,775)</li> <li>・ 一向平落石対策測量設計 (7,000)</li> </ul>	257,697
大山入山協力金運営事業	登山者から大山入山協力金を募る受益者負担制度を運営する「大山山岳環境保全協議会」に対し負担金を交付する。	2,015
大山頂上トイレ汚泥キャリアダウン事業	大山頂上避難小屋浄化槽の汚泥の荷降ろしをボランティアにより実施する。	1,102
合 計		260,814

##### 3 事業目標・取組状況・改善点

###### 【事業目標】

- ・ 大山隠岐国立公園満喫プロジェクト地域協議会が策定したステップアッププログラム 2025 に定める以下の目標達成に向けて、大山登山道や中国自然歩道を整備し、国内外の誘客中心地域としての受入環境整備を進める。

I 自然と文化を活かした上質な観光を提供し、大山隠岐国立公園ならではの魅力を極める。

II 新型コロナウイルス感染症による影響前の水準まで国内外からの利用者数を回復させる。

指標	日本人旅行者 延べ宿泊者数	外国人旅行者 延べ宿泊者数	クルーズ船等の 利用者数
目標値(R1推計値)	383.3万人	14.9万人	4,445人
R3推計値	255.4万人	0.6万人	未発表

（環境省調べ）

- ・ 大山入山協力金を募ることにより、大山の山岳環境保全に必要な財源を確保するとともに、大山を皆で守っていく気運の醸成や山に対する理解の促進を図る。

###### 【取組状況・改善点】

- ・ 平成28年7月に、大山隠岐国立公園が国立公園満喫プロジェクトのモデル地区に選定され、同協議会が同年12月に策定したステップアッププログラムに基づき、国内外の観光客の誘客促進に向け、頂上避難小屋全面改修、博労座駐車場改修など大山地域全体を活かす総合的な整備を進めている。

（注）起債欄の〈 〉書きは交付税措置額を除いた額である。

備考欄の県費負担額は、起債欄の〈 〉書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費  
2項 環境衛生費  
4目 環境保全費

循環型社会推進課（内線：7198）  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ごみゼロ社会実現化県民プロジェクト事業	16,870	13,215	3,655			(基金繰入金) 7,188	9,682	
トータルコスト	27,043千円（前年度 23,351千円） [正職員：1.3人]							
主な業務内容	企画調整、協議会運営、委託業務・補助金等交付に係る事務、各種啓発							
事業内容の説明				【「鳥取県地域環境保全基金」充当事業】				
<b>1 事業の目的・概要</b>								
<p>ごみゼロ社会の実現に向けたごみ排出量の一層の削減を図るため、引き続き食品ロス削減に重点的に取り組み、県民のごみゼロ意識の醸成を図るとともに、SDGsの目標「12つくる責任、つかう責任」が果たされる社会を目指した取組を推進する。</p>								
<b>2 主な事業内容</b>				（単位：千円）				
区分	内容							予算額
【新規】事業系ごみの削減・リサイクル率向上事業	事業系一般廃棄物の多量排出者等に対し専門家を派遣し、排出量削減やリサイクル率向上に向けた指導助言等を行う。							1,200
フードロス削減キャンペーン事業	スーパー等の創意工夫による手前どり普及・促進等の取組をモデル事業として実施する（公募により募集・500千円×2者）。							2,000
もったいない！食べ残しゼロ事業	外食時に余った料理の持ち帰りの普及、啓発を行う。 また、持ち帰りバッグを購入する事業者の支援を行う（1,000千円）。 [補助率] 10/10 [補助上限] 20千円							3,853
フードドライブ活動推進事業	フードドライブ活動への理解と取組促進を図るため、市町村・事業者等と連携してフードドライブを実施する。 また、独自にフードドライブを実施する事業者の支援を行う。 [補助率] 1/2 [補助上限] 100千円							2,865
ごみゼロポスターコンクール事業	食品ロス削減やプラスチックごみ排出抑制・再資源化に対する意識啓発を図るため、啓発ポスターの募集や入選作品の県内公共機関等での掲示等を行う。							520
幼児を対象とした意識啓発活動	幼少期から食べ残しを減らす意識や物を大事にする意識を醸成するため、実践活動団体に委託して、歌や絵本などを使った啓発活動を行う。							750
鳥取県食品ロス削減推進協議会の運営	食料支援活動団体、食品流通事業者、商工団体、消費者団体及び行政等で構成する協議会において、食品ロスの削減等に向けた方策を検討する。							482
食品ロス削減普及啓発活動	宴会等での食べ残しを減らす「30・10食べきり運動」やスーパー等での食品ロス啓発活動の実施など食品ロス削減に対する県民の意識啓発を図る。							200
Let's 4 R 実践活動推進補助金	環境講演会の開催、生ごみコンポストの推進など、ごみ減量・リサイクルの実践活動を支援する。 [実施主体] 実践活動団体 [補助率] 1/2 [補助上限] 500千円							500
4 R 推進交付金	地域の実情に応じたごみ減量・リサイクルの取組を支援する。 [実施主体] 市町村等 [補助率] ソフト事業 1/2、ハード事業 1/3 [補助上限] ソフト事業 5,000千円、ハード事業 20,000千円							4,500
合 計								16,870

### 3 事業目標・取組状況・改善点

#### 【事業目標】

ごみ排出量の削減に向けた普及啓発を推進する。

一人一日あたりのごみ排出量 目標：895g/日・人（令和12年度） [令和3年度実績：1,001g/日・人]

食品ロス食べきり協力店の登録数 目標：300件（令和12年度） [令和5年末実績：195件]

#### 【取組状況・改善点】

- ・ごみ排出量の削減に向け、可燃ごみの中で割合の大きい「食品ロス」の削減を促進するため、外食や買い物等の各場面に応じた取組を県民運動として推進している。

生ごみ中の食品ロスの割合：H27 調査 41%、R1～2 調査 30%

- ・令和6年度中に鳥取県廃棄物処理計画を改定し、ごみ排出量削減、リサイクル率向上に向けて、事業系ごみも含めた施策や、県民の意識を高め行動に繋げるための具体的な施策に取り組んでいく。

## 令和6年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費  
2項 環境衛生費  
4目 環境保全費

循環型社会推進課（内線：7198）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
「とっとりプラごみゼロ」チャレンジ事業	15,363	12,852	2,511			(基金繰入金) 3,813	11,550	
トータルコスト	19,276千円（前年度 16,751千円）〔正職員：0.5人〕							
主な業務内容	企画・調整、委託契約事務、補助金交付業務							

事業内容の説明 【「鳥取県地域環境保全基金」充当事業】

### 1 事業の目的・概要

プラスチックごみ（以下「プラごみ」という。）が及ぼす環境問題が国際問題となっているなか、本県においても、県民・企業・行政が一体となりプラごみの排出抑制や再資源化に向けた取組を行う。

### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
プラスチック資源分別回収支援事業	プラスチック資源の分別収集・リサイクル拡大のため、市町村による分別収集の実証実験や検討会等の取組を支援する。 〔補助率〕1/2 〔補助上限〕1,500千円	4,500
プラスチック・フィッシング事業	海で行うアクティビティや観光の事業者等が企画するごみ拾いツアーに要する経費の一部を支援する。 〔補助率〕1/2 〔補助上限〕3,000円/人	4,000
とっとりプロギング開催事業	健康志向の高い県民にもごみ拾いの体験を通じてプラごみゼロの意識向上を図るため、ごみ拾いをしながらジョギング（プロギング）するイベントを開催する。	708
「とっとりプラごみゼロ」チャレンジ事業補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テイクアウト用容器を環境配慮容器へ切り替える事業者を支援する。 〔補助率〕1/2 〔補助上限〕50千円</li> <li>・イベント等でリユース容器を活用する団体等を支援する。 〔補助率〕10/10 〔補助上限〕100千円</li> <li>・プラごみ削減の活動に取り組む団体等を支援する。 〔補助率〕1/2 〔補助上限〕250千円</li> <li>・河川・海岸における清掃活動又はプロギングを行う団体等を支援する。 〔補助率〕10/10 〔補助上限〕250千円</li> </ul>	2,300
マイボトル使用推進事業	県民にマイボトルの活用を促すため、マイボトル運動キャンペーン及びSNS投稿キャンペーンを実施する。	2,355
プラスチック資源のアップサイクル等推進事業	プラスチック資源循環の取組を促進するため、プラスチック資源をアップサイクル等し、その商品を展示（販売）・情報発信するなど、モデルとなる取組を行う企業等を支援する。 〔補助率〕1/2 〔補助上限〕1,500千円	1,500
合 計		15,363

### 3 事業目標・取組状況・改善点

#### 【事業目標】

プラごみゼロ社会の実現に向けて、県民参加型の事業を実施し、県民や事業者の意識啓発及び取組促進を図る。

プラごみ削減取組企業等の登録件数 目標：100事業者（令和12年度）〔令和5年末実績：61事業者〕

#### 【取組状況・改善点】

- ・プラごみの分別・リサイクルは、県東部の市町村では実施されているが、中西部の多くの市町村では取組が進んでいない。（琴浦町は分別・リサイクルに向けた試行事業を実施中）
- ・本県では、「とっとりプラごみゼロ」チャレンジを県民運動として進めており、プラごみ削減取組企業等の登録、マイボトル運動キャンペーンの実施、市町村のプラスチック資源分別回収の支援など、県民や事業者の意識啓発や取組促進を図っている。
- ・「とっとりプラごみゼロ」チャレンジの取組について県民運動として更に推進するため、事業者が行う様々なプラごみ削減の取組支援、県民参加の事業を企画するなど、引き続き周知・啓発し県民を巻き込みながら行う。



令和6年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水環境保全課（内線：7197）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
“ラムサール条約登録湿地”中海水質浄化対策推進事業	14,339	〔債務負担行為〕 6,594 9,616	〔債務負担行為〕 △6,594 4,723			(基金繰入金) 1,408	12,931	
トータルコスト	31,554千円（前年度25,210千円） [正職員：2.2人]							
主な業務内容	環境調査、実証試験、普及啓発（イベント開催）等							

事業内容の説明

【「鳥取県地域環境保全基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

県民の貴重な資源である中海の豊かな自然環境を次世代へ引き継ぐため、「調査研究」「保全再生」「交流学習」及び「ワイズユース（賢明な利用）」の各種施策を実施する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	細事業	内容	予算額
調査研究	各種調査・研究 （島根県との連携事業を含む）	中海の水質分析や評価、モニタリングの手法の検討、水質改善に繋がる底質・窪地対策の調査・研究等を行う。	5,082
	米子工業高等専門学校との共同研究	米子高専との共同研究により、底質改善の実証試験を実施する。	690
	水質予測計算シミュレーション （島根県との連携事業）	令和6年度に第8期中海に係る湖沼水質保全計画を策定するため、水質予測シミュレーションを実施する。 （令和5年度、6年度の2カ年で実施）	5,904
保全再生	中海水質汚濁防止対策協議会	鳥取・島根両県の県議会議員及び関係自治体等で構成する協議会を開催し、国へ要望活動を行う。	170
	中海湖沼環境モニター	県民モニターが、五感（見る・聞く・触れる・臭う・味わう）を使い、湖沼環境を評価する。	185
人材世帯育成	こどもラムサール交流事業 （島根県との連携事業）	中海や宍道湖で活動するこどもたちと他のラムサール条約登録湿地で活動するこどもたちとの交流を通じ、次世代の人材育成や人的ネットワークの構築を図る。	300
	中海の環境教育、普及啓発等 （米子市との連携事業）	次世代を担うこどもたちへの環境教育を実施するとともに、学習メニューや教材の充実を図り、様々な世代に環境学習の機会を提供し、専門人材の育成を図る。	1,408
利賢明な	中海利活用イベント （島根県との連携事業）	ワイズユースに着目した体験型の利活用イベントを開催する。（一斉清掃と利活用イベントを隔年で島根県と交互に主催）	600
合計			14,339

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】 ※COD：化学的酸素要求量

水質目標 COD：4.4 mg/L、全窒素：0.46 mg/L、全りん：0.046 mg/L（令和5年度）

（R4実績 COD：4.8 mg/L、全窒素：0.53 mg/L、全りん：0.051 mg/L）

【取組状況・改善点】

- ・平成元年度から水質保全計画を策定し、国、島根県及び沿岸市等と連携して水質浄化に係る各種施策を実施しており、水質は長期的に改善傾向にあるが、米子湾中央部においては水質目標値を未達成。これまでの水質改善対策で削減できた流入負荷量の分析や底質及び窪地の現地調査・研究を継続し、今後の水質改善対策に生かしていく。
- ・平成17年11月に中海がラムサール条約湿地に登録されて以降、島根県、米子市と連携して交流学習やワイズユースなどの取組を進めてきた。米子水鳥公園で環境教育を受けた人材が、環境保全に関する活動で一定の成果（絶滅危惧種に指定されている水草を発見するなど）を出している。引き続き環境教育を実施し、次世代の人材育成を進める。

# 令和6年度一般会計当初予算説明資料

## 4款 衛生費

### 2項 環境衛生費

水環境保全課（内線：7197）

#### 4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
三湖沼水質浄化対策推進事業	(債務負担行為) 7,200 25,587	15,665	(債務負担行為) 7,200 9,922			(基金繰入金) 1,885	(債務負担行為) 7,200 23,702	
トータルコスト	42,802千円（前年度 32,818千円） [正職員：2.2人]							
主な業務内容	環境調査、普及啓発（イベント等）の各種業務							

#### 事業内容の説明

【「鳥取県地域環境保全基金」充当事業】

#### 1 事業の目的・概要

県民の貴重な資源である県内三大湖沼のうち主に湖山池、東郷池の豊かな自然や恵みを次世代へ引き継ぐため、「水質浄化」及び「ワイズユース（賢明な利用）」を目的として、「第4期湖山池水質管理計画（令和4年度～令和13年度）」及び「みんなで取り組む東郷池水環境保全プログラム（平成28年度～令和7年度）」等に基づく各種施策を実施する。

#### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分		内容	予算額
湖山池	湖山池環境モニタリング委員会	水質等のモニタリング結果の評価及び汽水化で生じた課題について、専門家の助言等を受け、必要な対策を検討する。 [鳥取市との連携事業]	314 (471)
	湖山池水質観測システムの維持管理・更新	水質観測システムの保守・管理及び水質計の計画的な更新を行う。[拡充] 水質計更新（2基）	14,612
	生態系モニタリング調査	汽水化による各種動植物への影響や変化等について、追跡調査する。[鳥取市との連携事業]	3,186 (4,779)
	【新規】 最適な水門操作方法の検討	水門操作による塩分管理手法に、新たに湖内の貧酸素化緩和による水質改善の視点も加えた、よりきめ細かな水門操作を目指し、令和4年度に構築した水質シミュレーションモデルを改良して、最適な水門操作方法を検討する。 [債務負担行為] 7,200千円（令和7～8年度）	1,800
	環境教育・イベント	学校教育と連携した環境学習や自然体験イベントを開催し、次世代を担う子どもたちの水質保全意識の向上を図る。	385
東郷池	愛らぶ東郷池イベント	東郷池及び周辺環境に係る地域住民向けの普及啓発イベントを実施する。[湯梨浜町との連携事業]	500 (1,000)
湖沼共通	湖沼環境モニター	湖山池及び東郷池の県民モニターが、五感（見る・聞く・触れる・臭う・味わう）により、湖沼環境を評価する。 [湖山池においては、鳥取市との連携事業]	140 (160)
	湖沼のプランクトン調査	湖山池及び東郷池において、プランクトンの個体数と種類を毎月調査する。[湖山池においては、鳥取市との連携事業]	3,150 (4,050)
	みんなで守る湖沼の自然環境保全推進事業補助金	住民団体やNPO法人等が行う湖沼環境の保全及び普及啓発等の活動に必要な経費の一部を支援する。	1,500
合計			25,587

※（ ）内の額は、湖山池に関する事業は「鳥取市」、東郷池に関する事業は「湯梨浜町」の負担額を含む全体事業費。

#### 3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】 ※COD：化学的酸素要求量

水質目標値 湖山池 COD：4.4 mg/L、全窒素：0.60 mg/L、全りん：0.061 mg/L（令和13年度）

(R4実績 COD：6.0 mg/L、全窒素：0.49 mg/L、全りん：0.07 mg/L)

東郷池 COD：4.5 mg/L、全窒素：0.46 mg/L、全りん：0.032 mg/L（令和7年度）

(R4実績 COD：5.5 mg/L、全窒素：0.53 mg/L、全りん：0.059 mg/L)

【取組状況・改善点】

- ・湖山池は、平成24年3月の汽水化以降ヒシ・アオコ抑制による湖内環境の改善（景観悪化や腐敗による悪臭の改善）など一定の成果は得ているが、水質目標値は未達成なため、水質改善に向けた各種取組を実施する。
- ・豊かな湖山池を目指して、生物の生育環境の指標となる「沿岸透明度」と「底層溶存酸素量」の測定を令和5年4月より開始した。
- ・東郷池は、流域の生活排水対策がほぼ完了しているが水質目標値は未達成のため、関係機関等と連携して、山林や農地等からの流入負荷削減や生態系保全等に係る取組を継続して実施する。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

くらしの安心推進課（内線：7185）

3目 環境衛生連絡調整費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
温泉資源保全利用推進事業	3,214	1,835	1,379			(手数料) 183	3,031	
トータルコスト	14,952千円（前年度 13,531千円）〔正職員：1.5人〕							
主な業務内容	許可、監視指導、調査							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

温泉資源の保護及び適正利用の推進を図るため、源泉の調査及び温泉法に基づく許可、監視を行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
温泉文化推進資源調査事業	令和5年度に行ったデータ整理及び分析等の情報をもとに、令和6年度に「鳥取県温泉総覧※」の改訂を行うとともに、県ホームページ等を活用した源泉情報等の提供を行う。 ※鳥取県温泉総覧 ・県内約200箇所の源泉の温泉成分、揚湯量及び主要温泉地の地質データ等を集約したもので、温泉の適正利用及び研究・観光事業等の基礎資料等に活用されている。 ・昭和47年に作成され、平成10年に改定されている。	1,372
温泉定例調査	県内温泉の適正保全の基礎資料とするため、県下の利用源泉の温泉成分・温度等の定例調査を行う。	1,426
温泉法に基づく許可認可等	温泉の掘削・増掘・動力装置の許可及び利用施設の監視・指導等を行う。	416
合 計		3,214

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

利用源泉の調査や温泉法に基づく適切な許可・指導等により、温泉資源の適正保全を図るとともに、源泉情報等の提供による有効活用等を推進する。

【取組状況・改善点】

- ・令和5年度は、東部の43源泉の定例調査を実施した。
- ・「鳥取県温泉総覧」を25年ぶりに改定するとともに、源泉情報等の提供を行う。

（参考）令和5年度補正予算額（温泉文化推進資源調査事業） 7,194千円